

平成30年11月21日
専門職大学等の設置に関する説明会

専門職大学等の設置について



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省高等教育局専門教育課

説明項目

1. 専門職大学等の制度化の趣旨・背景等	3
2. 専門職大学等の制度設計（ポイント）	15
3. 「大学」を設置すること(専門職大学等の場合)	22
4. 設置基準 F A Q	40
5. 設置申請に向けた準備	66
6. むすび	75
<参考> 専門職大学設置基準と公布通知の対照表	78

<おことわり>

- 本日の説明会は、主として、専門職大学等(専門職大学、専門職短期大学、専門職学科)の設置をご検討中の方を念頭に説明を行います。
- 限られた時間内で簡潔に説明する都合上、4年制の専門職大学に記述を絞って資料を作成した箇所があります。

1. 専門職大学等の制度化の 趣旨・背景等

学校教育法の一部を改正する法律案 提案理由説明（抄）

第193回(平成29年)通常国会に提出

我が国の社会情勢がめまぐるしく変化し、課題も複雑化していく中で、今後、職業の在り方や働き方も大きく様変わりすることが想像されます。このような中で、我が国が、成長・発展を持続していくためには、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が不可欠です。

この法律案は、こうした状況を踏まえ、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学の制度を設ける等の措置を講ずるものであります。

⋮

制度化の背景① 経済社会の状況

産業構造の急激な転換 (第四次産業革命、国際競争の激化)

職業の盛衰のサイクルの短期化、 予測の困難化

- ◆ 「2011年に米国の小学校に入学した子供達の65%は、大学卒業後、今は存在していない職業に就くだろう」……ニューヨーク市立大学のキャシー・デビッドソン教授が著作の中で予測
- ◆ 「米国における仕事の約47%が、今後10年から20年程度で自動化される可能性が高い」……オックスフォード大学のマイケル・A・オズボーン准教授らが論文で予測

就業構造等の変化

ジョブ型雇用へのシフト、企業内教育訓練の縮小

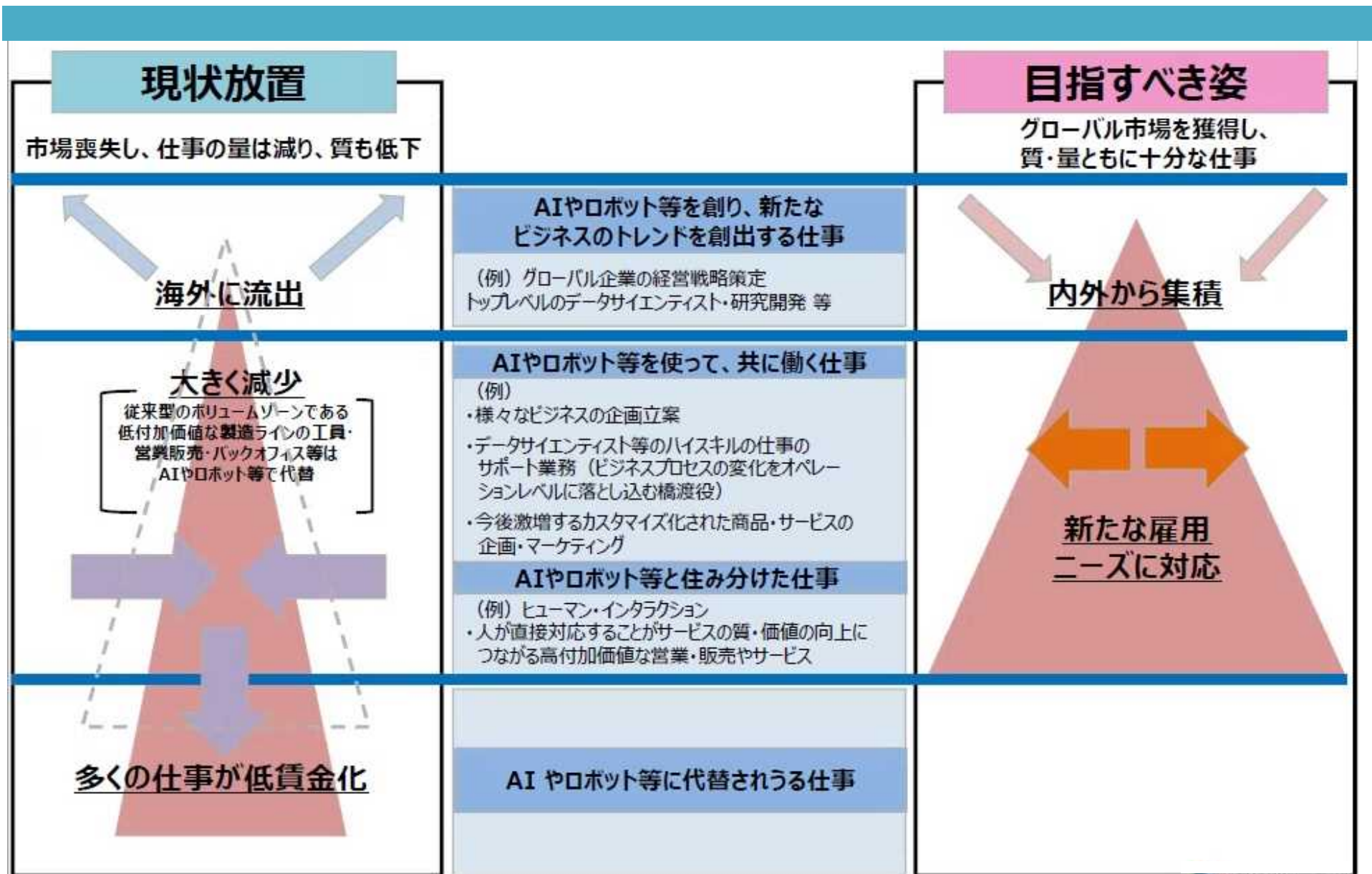
- ◆ 今後の人材需要増が見込まれるのは、専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者等（2010年から2030年における職種別増加数の推計値）
経済産業省委託「産業競争力強化に関するわが国の教育、人材育成システムの在り方に関する調査研究」平成25年度
- ◆ 第4次産業革命により従業者数が増加する部門は、情報サービス部門（情報サービス）、おもてなし型サービス部門（宿泊、飲食等）、その他部門（介護等）
経済産業省産業構造審議会「新産業構造ビジョン」（平成28年8月）
- ◆ 企業が支出する教育訓練費の労働費用に占める割合は低下 2.4%（S63）→1.4%（H23）
労働省「賃金労働時間制度等総合調査報告」、厚生労働省「就労条件総合調査報告」

少子・高齢化の進展、生産年齢人口の減少

労働生産性向上に向けた要請

- ◆ 我が国の労働生産性（米国を100としたときの比較値）： 61.9（H4）→ 59.8（H21）
経済産業省「通商白書2013年版」
- ◆ 生産年齢人口： 8,173万人（2010年）→ 4,418万人（2060年）
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年推計）」

第4次産業革命による就業構造変革の姿（イメージ）



出典：経済産業省「新産業構造ビジョン」（2017年5月）

制度化の背景② 高等教育をめぐる状況

高等教育進学率の上昇 (大学教育のユニバーサル化)

- ◆ **大学・短大への進学率** 10.1% (S29) → 15.7% (S35) → 51.5% (H17) → **56.5% (H27)**
- ◆ **専門学校等を含む高等教育機関への進学率** 42.7% (S51) → **79.8% (H27)**

※いずれも18歳人口に占める割合 文部科学省 学校基本調査

- ◆ 高校生が進学を希望する理由 (第1位) は、「**将来の役に立つ専門的な知識・技術を習得したいから**」
56.5% (H17) → **77.2% (H24)** 文部科学省「キャリア教育・職業教育に関する総合的な実態調査第一次報告」(平成25年)

産業界等のニーズとのミスマッチ

実践的な教育へのニーズ、 社会人の学び直しニーズへの対応

- ◆ 単位認定を行う授業科目として実施される**インターンシップに参加経験がある学生の割合は低い**
大学 2.6%、短期大学 4.4% (独)日本学生支援機構「平成26年度大学等におけるインターンシップ実施状況に関する調査」
- ◆ 実社会との繋がりを意識した教育を重視する企業と大学の割合に乖離 (文系)
企業 41.7% ←→ 大学 29.9% 日本経団連「企業の求める人材像についてのアンケート結果」(2004年)
- ◆ 企業が考える「**最近の大学生に不足している能力**」※当該能力が不足しているとする企業の割合
①**創造力**：68.3%、②**産業技術への理解**：66.4%、③**コミュニケーション能力**：58.1%
日本経団連「産業界の求める人材像と大学教育への期待に関するアンケート結果」(2011年)
- ◆ 大学入学者のうち**25歳以上の割合**：日本 1.9%、OECD平均 18.1% OECD「Stat Extracts(2012年)」

より積極的な社会貢献への期待と要請

変化の激しい社会に対応した人材、 成長分野を担う人材の育成

- ◆ 大学は、課題解決に必要な知識、技術、スキル等を育成する**中核機関**として位置付けられ、**企業も大学教育に積極的に関与していく責任**がある。
- ◆ 企業が求める人材像と必要な資質能力 変化の激しい社会で、課題を見出し、チームで協力して解決する力 (課題設定力・解決力) (ほか 公益社団法人経済同友会「これからの企業・社会が求める人材像と大学への期待」(2015年))

専門職大学等の制度化

経済社会の状況

- 産業構造の急激な転換（第四次産業革命、国際競争の激化）
- 就業構造の変化
- 少子・高齢化の進展、生産年齢人口の減少

高等教育をめぐる状況

- 高等教育進学率の上昇（大学教育のユニバーサル化）
- 産業界等のニーズとのミスマッチ
- より積極的な社会貢献への期待と要請

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

高度な実践力 + **豊かな創造力** **理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材**
かつ
変化に対応して、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

〔例〕【観光分野】：適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材
 【農業分野】：質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材
 【情報分野】：プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材 など

質の高い実践的な職業教育を行うことを制度的に義務付けられた新たな高等教育機関を創設

新たな高等教育機関

専門職大学・専門職短期大学



- ・ 新たな機関は、教養や理論に裏付けられた実践力を育成するものであること等を踏まえ、大学体系に位置づけ、大学等と同等の評価を得られるようにする。
- ・ **既存の大学・短大の一部における「専門職学科」も制度化**

「専門職学科」・・・既存の大学・短大における実践的な職業教育

平成28年5月 中央教育審議会

「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について(答申)」【抜粋】

第一部 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について

第IV章 新たな高等教育機関の制度設計等

2. 基本的視点等を踏まえた制度設計の在り方

(3) 制度全般にわたる事項

(対象分野、設置形態、財政措置等)

⋮

○ 新たな高等教育機関は、専門職業人の養成を専らの目的とし、職業実践知と学術知の双方に基づく教育を行うものであり、その設置形態については、機関の目的の違いに応じて、既存の大学・短期大学と並んで、独立した組織として設置されることになる。

それとともに、既存の大学・短期大学が、実践的な職業教育の専攻を新たに開設し、アカデミックな教育とより実践的な教育とを共に提供していけるようにすることも、有益と考えられる。既存の大学・短期大学が、一部の学部や学科を転換させる等により、新たな機関を併設できるようにし、ダブルメジャーや共同教育課程等も含めた多様な選択肢の提供を通じ、職業人養成機能を発揮できるようにすることが適当である。

専門職大学等の教育の特色と養成する人材(イメージ)

既存の高等教育機関

教育の特色

養成する人材

A 専門学校<<情報システム学科>>

- ・職種に応じた実務の教育 (SE、ネットワーク技術者養成等)
- ・豊富な実習

即戦力として活躍できる人材

- IT企業で、受注した製品の開発・制作に携わるエンジニア等

B 短期大学<<介護福祉学科>>

- ・資格取得のための教育 (介護福祉士養成)
- ・教養の教育

実務能力と一般教養を身に付けた人材

- 介護施設・事業所の職員として、ケアワークに携わる介護福祉士等

C 大学<<観光学部>>

- ・観光に関する学問を中心とした教育 (観光学、経営学、地域科学等)
- ・幅広い教養の教育

総合的な知識と幅広い教養を身に付けた人材

- ※実務能力は就職後のOJTで修得
- 旅行業、運輸業、宿泊業、公務などで様々な職務に従事等

+

実践を裏打ちする理論の学修
関連他分野の学修
(統計、デザイン、経営等)

+

関連他分野の学修
(医療、IT、経営等)

+

観光関連職種の実務に関する学修
豊富な実習 等

A 専門職大学

<<情報クリエイション学部>>

B 専門職短期大学

<<介護健康福祉学科>>

C 大学<<専門職学部>>

<<観光マネジメント専門職学部>>

質の高い実践的な職業教育の実施を制度的に担保

- ☆産業界等との連携による教育課程の編成・実施
- ☆豊富な実習等(1/3以上)、長期の企業内実習(4年制で600時間)、実務家教員の積極的任用 ← 専門学校教育の長所
- ☆高度な実践力を裏付ける理論の学修 ← 大学教育の長所
- ☆豊かな創造力の基盤となる関連他分野の学修(展開科目) 等

● 当該職種の専門技術・実務能力等を有した即戦力となる人材であり、
かつ、時代の変化を捉えて、新サービスの企画・開発など業務の変革を担える人材

例：ITの専門技術に加え、関連分野の知識・技術等を活用して、社会のニーズを捉えた新サービス等を提案・実装している人材

例：介護職としての専門性に加え、医療福祉分野の新技术(IoT、ロボットなど)等の関連知識を有し、新しい介護サービスの提供、事業化等を主導できる人材

例：旅行、運輸、宿泊等観光業界の職種としての専門性に加え、マーケティング、経営等の関連知識を有し、新サービスの事業化や地域の観光ブランド化等を先導できる人材

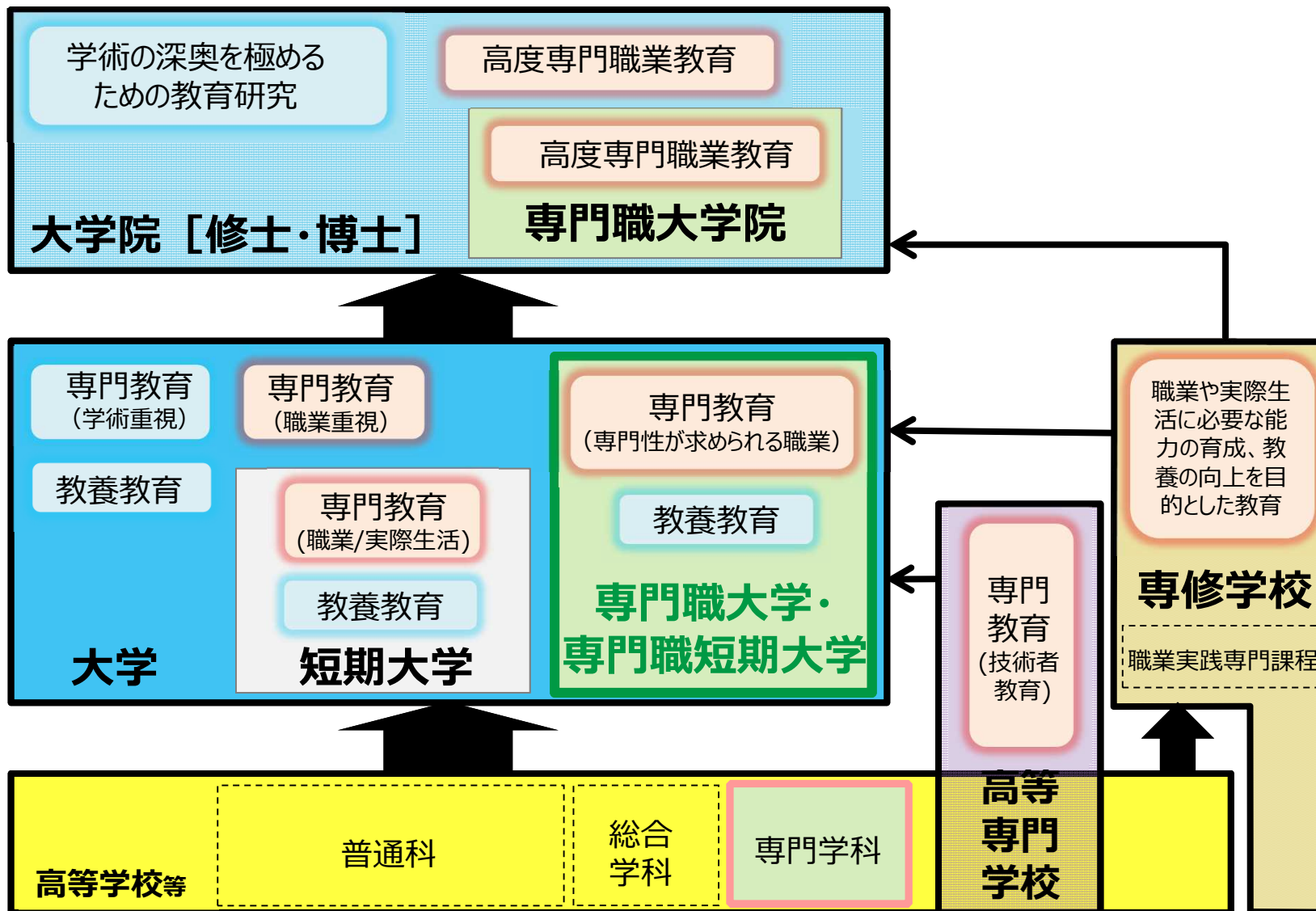
新たな高等教育機関

教育の特色

養成する人材

高等教育機関の役割分担のイメージ

学術重視 ← → 職業重視



産業界、
社会人

専門職大学等の教育の特徴

◆専門職大学・専門職短期大学の特徴は？どんな学生に向いていますか？

- ◎実習等を重視したカリキュラムにより、実践的な職業教育を実施
 - やりたい仕事、なりたい職がすでに決まっている「スペシャリスト志向」の学生
 - ◎地域の産業ニーズに対応した、かつ特定職種の専門性にとどまらない幅広い知識等を習得する教育課程を編成
 - 高度な実践力を身に付け、わが国の成長分野や地域産業の変革の担い手となりたい学生
 - ◎専門高校卒業生や社会人経験者など、入学者の多様性に配慮した入学者選抜を努力義務化
 - 専門高校で学んだ経験を活かして進学したい学生
- ★授与される学位は「学士（専門職）」「短期大学士（専門職）」です。

◆どのような分野の専門職大学・専門職短期大学が開設されるのですか？

- ◎産業界や地域のニーズに対応した、以下のような分野での開設が検討されています
(例) 農業、情報、観光、医療・保健、クールジャパン分野（マンガ、アニメ、ゲーム、ファッション、食など日本が強みとする諸分野）など

◆これまでの大学・短期大学との違いは何ですか？

- ◎実務家教員が数多く配置され、最新の活きた知識・技術を教授
 - 必要な専任教員の4割以上を実務家教員とするよう設置基準で規定
- ◎産業界等と緊密に連携した「実践的」な教育課程を編成
 - 卒業要件単位の概ね1/3以上を実習等により修得。
長期の企業内実習（インターンシップ）を必修（4年で600時間以上）
- ◎産業界や地域の関係者の意見を反映し、地域の産業ニーズに対応した教育課程を編成
 - 「教育連携協議会」を設置し、産業界及び地域社会の意見を取り入れる仕組みを導入
- ◎同時に授業を行う学生数は原則として40人以下

大学・短大・専門学校と専門職大学・専門職短大の比較①

	大学・短期大学	専門職大学・専門職短期大学	専門学校 (専修学校専門課程)
目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる【学校教育法第83条】 ～短大は、深く専門の学芸を教授研究し、職業及び实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とする【学校教育法第108条】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 深く専門の学芸を教授研究し、専門性を求められる職業を担うために必要な実践的かつ応用的な能力を育成・展開させる ※ 大学・短大のうち、上記を目的とするものは、専門職大学・専門職短期大学とする 【学校教育法第83条の2、第108条第4項】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 職業に必要な能力を育成する（ほか【学校教育法第124条】）
教育（職業教育）の特色	<ul style="list-style-type: none"> ● 幅広い教養の教育と学術研究の成果に基づく専門教育 ～ 職業人養成もその中で行われる → 大学教育における職業教育は、教養教育の基礎に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的な見地からのものとして行われる点に特色 	<ul style="list-style-type: none"> ● 理論と実践を架橋する教育【大学との違い】 ・実習等の重視 ※ 卒業単位の概ね1/3以上は実習等（長期の臨地実務実習を含む） 【専門学校との違い】 ・理論にも裏付けられた実践力の育成 ・特定職種の専門性に止まらない、幅広い知識等の習得 ※ 分野全般への精通、関連他分野への展開、生涯にわたる資質向上のための基礎の涵養 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定職種の実務に直接必要となる知識・技能の教育 ※ 豊富な実習等による即戦力の育成に強み
教員組織	研究者教員が中心	<ul style="list-style-type: none"> ● 実務の経験等を有する教員を積極的に任用 ※ 専任教員数の4割以上は実務家教員（研究能力を併せ有する教員を含む） ● 理論と実践を架橋する教育課程の提供に必要な研究者教員・実務家教員を適切に配置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実務に関する知識・技能を有する教員が中心

大学・短大・専門学校と専門職大学・専門職短大の比較②

	大学・短期大学	専門職大学・専門職短期大学	専門学校 (専修学校専門課程)
修業年限	大学； 4年 短大； 2年又は3年	大学； 4年（前期・後期の区分制も可） 短大； 2年又は3年	1年以上 ※ 2年制・3年制が中心
学位	学位を授与【学士、短期大学士】	学位を授与【学士(専門職)、短期大学士(専門職)】	称号を付与【高度専門士、専門士】
質の保証	<ul style="list-style-type: none"> ● 学位授与機関としての国際通用性を確保する設置基準（学問重視） ● 国による設置認可 ● 大学等による自己点検評価、教育研究活動等の状況に関する情報公表 ● 認証評価機関による第三者評価（機関別評価） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学位授与機関としての国際通用性を確保する設置基準（実践的な職業教育重視） ● 国による設置認可 ● 大学等による自己点検評価、教育研究活動等の状況に関する情報公表 ● 認証評価機関による第三者評価（機関別評価及び分野別評価） 	<ul style="list-style-type: none"> ● より自由度の高い設置基準 ● 都道府県による設置認可 ● 学校による自己評価(義務)、学校関係者評価(努力義務)、学校運営の状況に関する情報提供
入学者選抜	<ul style="list-style-type: none"> ● 学力の3要素を踏まえつつ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定 		<ul style="list-style-type: none"> ● 個々の専門学校において、それぞれの目的に応じて選抜実施
		<ul style="list-style-type: none"> ● 入学者の多様性に配慮した入学者選抜を努力義務化 ● 多様な学生像の類型に応じたアドミッション・ポリシーを明確化 <p>※ 実践的な職業教育推進の観点から、実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮するなど、多様な背景を持つ志願者の意欲・能力・適性等を多面的に評価</p>	

2. 専門職大学等の制度設計 (ポイント)

学校教育法の一部を改正する法律の概要（平成31年4月1日施行）

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける。

1. 目的等

- ①機関の目的 深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする。
※ 6年制（医学・歯学・薬学（臨床）・獣医学）の課程は対象外
- ②学位の授与 課程修了者には、**文部科学大臣が定める学位を授与**する。

2. 社会のニーズへの即応

- ①**産業界等との連携** 専門職大学等は、文部科学大臣の定めるところにより、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る。
- ②**認証評価における分野別評価** 専門職大学等の認証評価においては、専門分野の特性に応じた評価を受ける。

3. 社会人が学びやすい仕組み

- ①**前期・後期の課程区分** 専門職大学（4年制）の課程は、**前期（2年又は3年）及び後期（2年又は1年）**に区分できる。
- ②**修業年限の通算** 実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、**当該実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算**できる。

→ 具体的な制度設計は設置基準（省令）で規定

専門職大学設置基準等の制定

- 専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）、
専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の制定

専門職大学及び専門職短期大学の教育研究上の基本組織、収容定員、教育課程、卒業の要件等、教員組織、教員の資格、施設及び設備等に関する事項その他設置に関する事項を定める。

基本的な考え方

- 現行の最低基準である大学設置基準及び短期大学設置基準の水準を考慮し、その趣旨を採り入れると同時に、高度かつ実践的な職業教育を行う機関として、その特性を踏まえた適切な水準の設定を図る。
- ※ 国際通用性を求められる「大学」の枠組みの中に位置付けられる機関として相応しい教育研究水準を担保するとともに、産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育に重点を置く、社会人の受入れも主要な機能とする等の特性を踏まえた設置基準とする。

- ※ 専門職学科については、大学設置基準、短期大学設置基準を改正して、専門職学科に係る設置基準の特例を定めている。

専門職大学等の制度のポイント① 教育課程の編成方針

産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育により、質の高い専門職業人材を育成するため、一般の大学の学部・学科にない次のような基準を設けている。

教育課程の編成方針

- ◎ **産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。**
- ◎ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開 及び「職業倫理の涵養」に配慮。
- ◎ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため**「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。**

(教育課程連携協議会の構成)

- ① 学長が指名する**教員その他の職員**
- ② 当該専門職大学の**課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体(※)**のうち、広範囲の地域で活動するもの**の関係者**であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
(※) = 職能団体、事業者団体等
- ③ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の**地域の関係者**
- ④ **臨地実務実習その他の授業科目**の開設又は授業の実施**において**当該専門職大学と**協力する事業者**
- ⑤ 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの

専門職大学等の制度のポイント② 実践的な教育課程

産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育により、質の高い専門職業人材を育成するため、一般の大学の学部・学科にない次のような基準を設けている。

◎ 開設すべき授業科目として、4つの授業科目を規定

(※) 専門職学科では「一般・基礎科目」。

科目区分	内容	単位数 (4年制)	単位数 (2年制)
基礎科目 (※)	生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目	20単位以上	10単位以上
職業専門科目	専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目	60単位以上	30単位以上
展開科目	専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目	20単位以上	10単位以上
総合科目	修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目	4単位以上	2単位以上

実践的な教育課程

◎ **実習等による授業科目の40単位以上**(2年制で20単位以上)の修得が卒業要件。かつ、**企業等での「臨地実務実習」をこのうち20単位以上**(2年制で10単位以上)含む。

※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げられる場合は、企業等と連携した「連携実務演習等」による一部代替も可能(4年制の場合5単位まで)

※ 講義及び演習については15～30時間、実験、実習及び実技については30～45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって、一単位とする。

◎ 同時に授業を行う学生数については、原則として**40人以下**。

専門職大学等の制度のポイント③ 教員 社会人が学びやすい仕組み

産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育により、質の高い専門職業人材を育成するため、一般の大学の学部・学科にない次のような基準を設けている。

教員

- ◎ **必要専任教員数のおおむね4割以上は実務家教員**（専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者）とする。
- ◎ **必要専任実務家教員数の2分の1以上は、研究能力を併せ有する実務家教員**とする。
※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。

社会人が学びやすい仕組み

- ◎ **専門職大学(4年)の課程は、前期(2年又は3年)及び後期(2年又は1年)に区分できる。**
 - ・ 専門職短期大学の修業年限は2年又は3年
- ◎ 入学前に専門性が求められる職業に係る**実務の経験を通じ**、当該職業を担うための**実践的な能力を修得している場合**に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし**単位認定できる**仕組みを規定。〔4年制で30単位まで／2年制で15単位まで〕
- ◎ 実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該**実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算**できる(専門職大学・短大のみ)。
- ◎ 実務の経験を有する者その他の**入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務化**。

専門職大学等の制度のポイント④ 学位 認証評価

所定の課程を修めた者に学位を授与。

専門職大学及び専門職短期大学には分野別の認証評価も義務付け。

学位

◎ 学位の授与 課程修了者には、**学位を授与する**。

・専門職大学卒業……〇〇学士(専門職)

・専門職短期大学卒業、専門職大学前期課程修了……〇〇短期大学士(専門職)

・専門職学科卒業……学士(〇〇専門職)、短期大学士(〇〇専門職)

※ 〇〇には専攻分野名を付記 ※**学問分野ではなく職業・産業分野の名称を付すことを基本**。

認証評価

【目的】・評価結果が公表されることにより、大学等が社会的評価を受ける

・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

【種類】

① 大学の教育研究等の総合的な状況の評価 (**機関別認証評価**) ……7年以内ごと
大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価

② 専門職大学・専門職短期大学の評価 (**分野別認証評価**) ……5年以内ごと
専門分野の特性に応じ、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価

※ 各認証評価機関(文部科学大臣の認証を受けた第三者機関)が定める評価基準に従って実施。**分野別認証評価については、認証評価機関が存在しない場合等の代替措置あり**。

※ 認証評価のほか、大学の新設や新学部等の開設の場合、原則として、当該学部等が「**完成年度**」を迎えるまで、**文部科学大臣の設置計画履行状況等調査(通称：アフターケア(AC))の対象となる**。

3. 「大学」を設置するということ (専門職大学等の場合)

ここでの説明項目

- 3-1 専門職大学等の審査結果について
- 3-2 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科とは
- 3-3 「養成する人材像」は明確ですか？
- 3-4 「三つのポリシー」
- 3-5 シラバスの作成
- 3-6 設置認可の基準
- 3-7 教育課程の編成
- 3-8 専門職大学等に期待される「研究」とは

3-1 専門職大学等の審査結果について(H30.11.5)

大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長コメント

平成31年度開設予定の専門職大学等の設置審査結果について、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長からコメントが出された。

審査に当たっては、産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育に重点を置くといった特性も踏まえ、大学関係者のみならず、当該専攻分野に係る職能団体や産業界の有識者にも参画いただくとともに、専門職大学等の案件のみを審査する特別審査会及び専門委員会を新たに設けた。

当該審査体制の下、各申請案件について、専門職大学設置基準等の関係法令に適合し、優れた専門技能等を持って新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が行える設置計画となっているかどうかを審査した。具体的には、専門職大学等で養成する人材像が専攻する職業分野における社会の変化や今後求められる能力を踏まえて設定されているか、それを実現する体系的な教育課程の編成、優れた実務家教員の積極的任用と長期の企業内実習(臨地実務実習)を含めた実習の強化、産業界と連携した教育課程の開発等が適切に行われているかなど、専門職大学等の制度の特色を踏まえた審査を行った。

専門職大学等の審査結果について(H30.11.5) (続き)

大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長コメント

今回諮問された多くの申請案件で、専門職大学の特色である実習の内容、評価基準、実施体制が十分検討されていない、優れた実務上の業績がない者が実務家の教授等として申請されている、実践的かつ創造的な専門職業人材の専門性の支えとなるべき理論の教育が不足しているなど大学教育としての内容・体系性が不十分、教育課程連携協議会の構成員が不適切、理論と実践を架橋する教育を行う機関として専門職大学等に求められる「実践の理論」を重視した研究を行う施設・設備が整備されていないなどの課題が見られ、教育課程や教員組織、施設・設備等の面で、専門職大学制度の特色を活用してその社会的使命を十分に果たす適切な設置計画としては認められないものが多くみられた。

さらには、実習の必要単位数や実務家教員について設置基準に定める要件を明らかに欠いている、申請に必要な書類が十分作成されていない、審査意見に対して適切に対応がなされないなどの状況も多くみられ、審査に支障を来すことも少なくなかった。

これらを踏まえると、多くの申請案件において、制度創設初年度であるものの、総じて準備不足で法人として大学設置に取り組む体制が不十分と感じられたところである。

3-2 「専門職大学」とは

学校教育法第83条 **大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。**

- ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

同法第83条の2 **前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。**

- ② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。
- ③ 専門職大学には、第87条第2項に規定する課程を置くことができない。

修業年限6年の医学、歯学、薬学、獣医学

「専門職短期大学」「専門職学科」とは

学校教育法第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、**深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。**

- ② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を2年又は3年とする。
- ③ 前項の大学は、**短期大学**と称する。
- ④ 第2項の大学のうち、**深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成**することを目的とするものは、**専門職短期大学**とする。

大学設置基準第42条の4 **大学の学部の学科**（学校教育法第87条第2項に規定する課程に係る学科を除く。）のうち、**専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開**する教育課程を編成するものは、**専門職学科**とする。

短期大学設置基準第35条の4 **短期大学の学科のうち**、**専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成**する教育課程を編成するものは、**専門職学科**とする。

3-3 「養成する人材像」は明確ですか？

「実践的な職業教育」を行う専門職大学等として、「どのような人材を養成するのか」が、きわめて重要。

- 当該専門職の分野における社会の変化や、今後どのような能力を修得した人材が求められるのか
- 卒業後の送り出し先となる産業界（当該専門職）の人材ニーズを、量と質の

両面から把握する。

・・・産業界(当該専門職)の**将来変化を見据えて、どういう能力を、いま、身につけておくべきか**

→**「展開科目」を通じてどのような創造力・応用力を育成するか。**

【留意点】

- ・ 養成する人材像が複数となる（幅を持つ）場合には、それに対応した授業科目が開講され、履修モデルも複数設定されるものと考えられる。
- ・ その「養成する人材像」を、専門職大学等で養成する必要性を明確に整理する（既存の大学・短大、専門学校との違いを明確にする）

3-4 「三つのポリシー」

各大学には、それぞれの教育理念を踏まえて三つのポリシーを策定し、それらに基づき、「**自らの教育理念の実現に向け、どのような学生を受け入れ、求める能力をどのようなプログラムを通じて育成するか**」という観点から、大学教育の「入り口」（入学者選抜）から「出口」（卒業認定・学位授与）までの教育の諸活動を一貫したものとして再構築し、その効果的な実施に努めることにより、学生に対する教育をより密度の濃い、充実したものにすることが期待される。

ディプロマ・ポリシー (DP:学位授与の方針)

各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標ともなるもの。

カリキュラム・ポリシー (CP:教育課程の編成及び実施の方針)

ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針。

アドミッション・ポリシー (AP:学生受入れの方針)

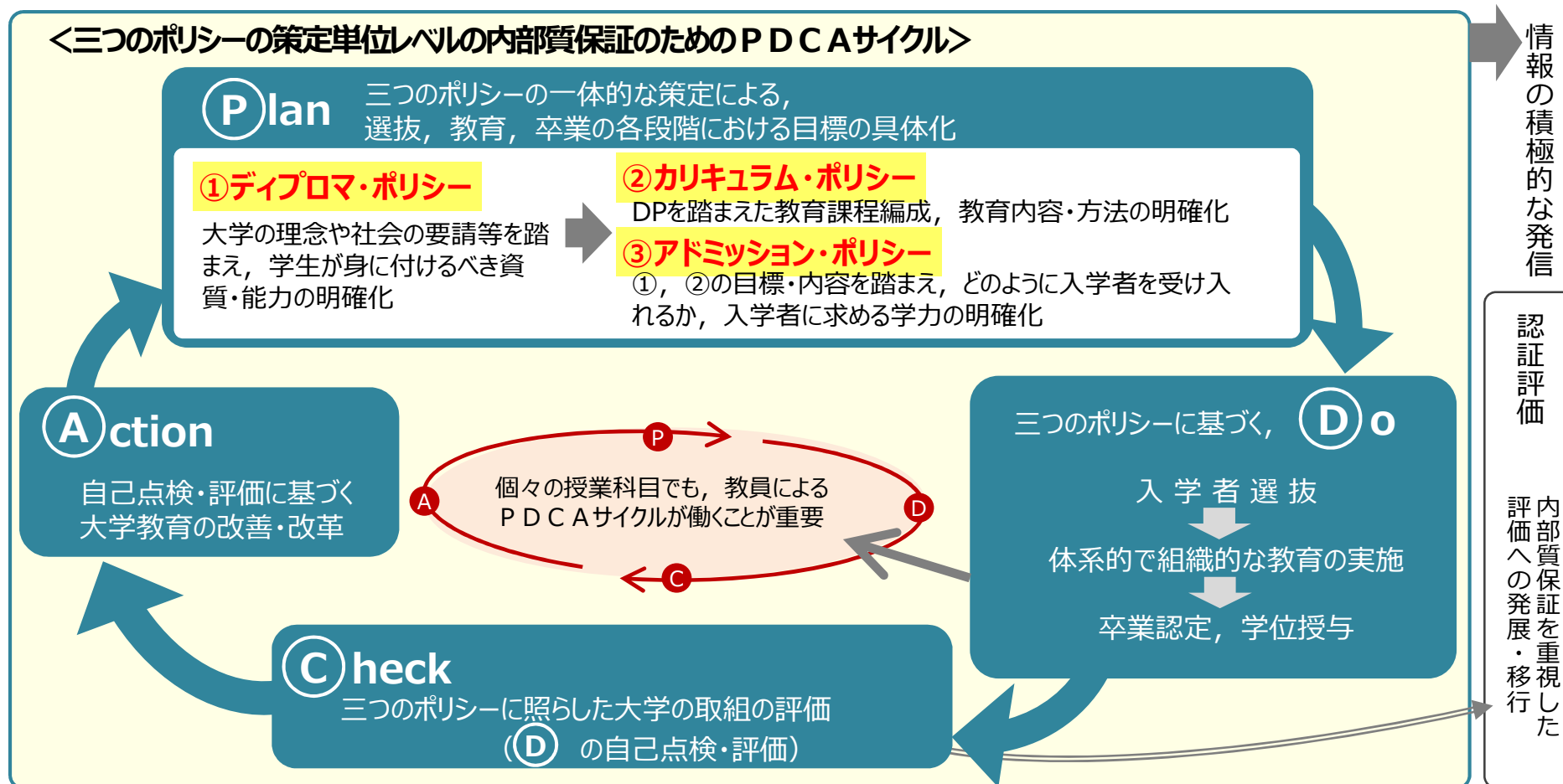
各大学、学部・学科等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素」についてどのような成果を求めるか）を示すもの。

※学力の3要素…①知識・技能，②思考力・判断力・表現力等の能力，
③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

各三つのポリシーの策定単位は、具体的には各大学で適切に判断すべきものであるが、学位プログラム（授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程）ごとの策定を基本とすることが望ましい。

「三つのポリシー」に基づく大学教育改革の実現（イメージ）

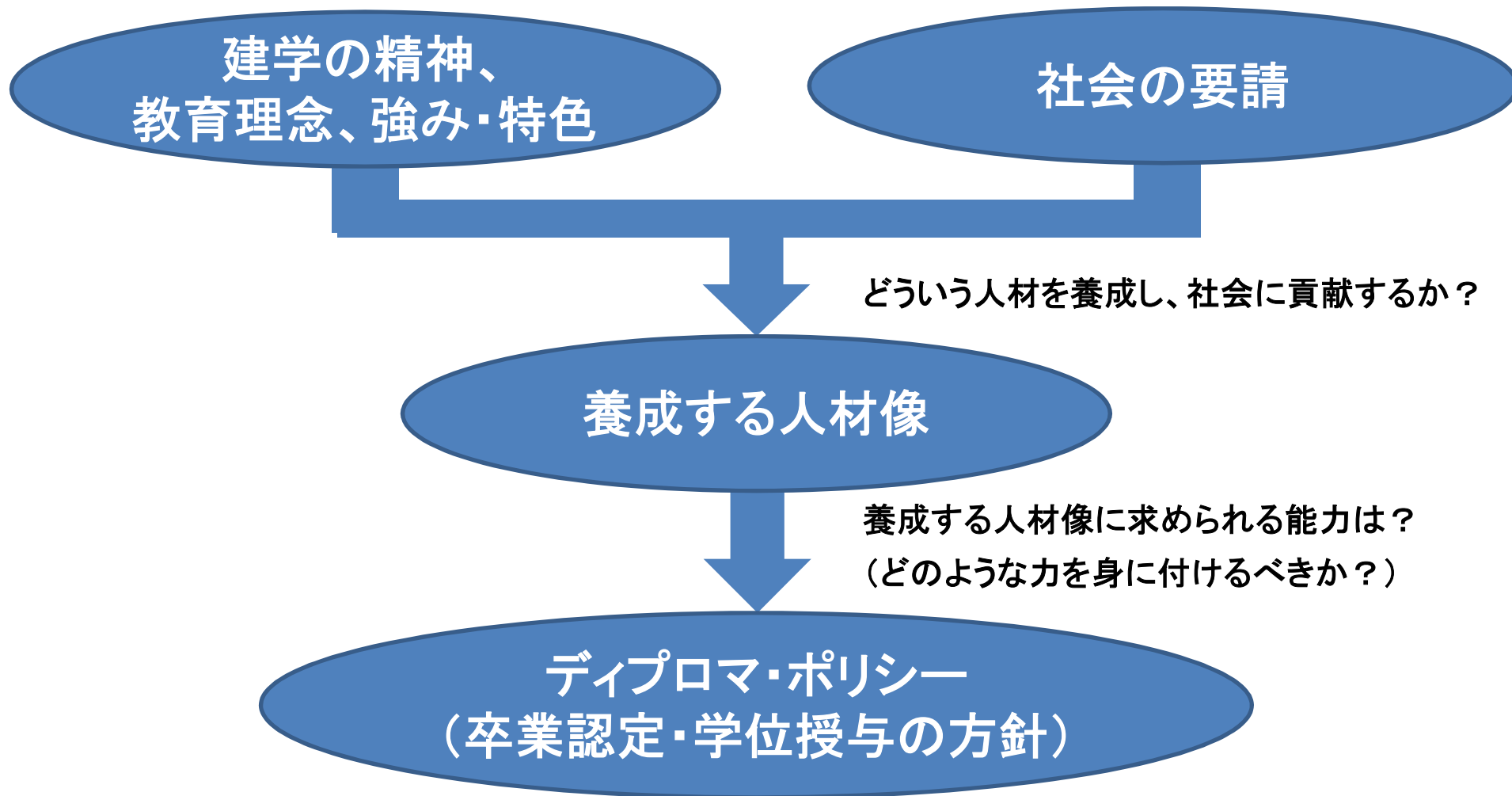
- 三つのポリシーは、各大学が自らの理念を常に確認しながら、各大学における教育の不断の改革・改善に向けたサイクルを回す起点となるもの
→ 全ての大学に、三つのポリシーの策定・公表を義務付け（学校教育法施行規則）



参考：「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（H28.3.31 中央教育審議会大学教育部会）

ディプロマ・ポリシーの作成

【参照】H28.3「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(中央教育審議会大学分科会大学教育部会)



※学位の社会的・国際的な通用性が担保できるか。

※学位を授与する大学として説明責任が果たせるか。

カリキュラム・ポリシーの作成

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力と、それを達成するための具体的な教育課程等を示すものであり、その一体性・整合性が強く求められる。

ディプロマ・ポリシー

- ・ 学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化する。
- ・ **「何ができるようになるか」**に力点を置き、どのような学修成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかという方針をできる限り具体的に示す。
- ・ 学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズも十分に踏まえた上で策定する。

カリキュラム・ポリシー

- ディプロマ・ポリシー達成のために、
- ・ どのような教育課程を編成？
 - ・ どのような教育内容・方法？
 - ・ 学習成果をどのように評価？

ディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程編成、当該教育課程における学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方等を具体的に示す。

アドミッション・ポリシーの作成

- ◎ 「**実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。**」(専門職大学設置基準第3条第2項)とされていること、また、**専門高校卒業生の進路としても期待**されることを踏まえた策定が望まれる。
- ◎ 毎年度の入学者選抜については、文部科学省高等教育局長が毎年度が発出する大学入学者選抜実施要項に基づき適切に実施すること。

アドミッション・ポリシー

- ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえるとともに、「学力の3要素」を念頭に置き、
 - ①入学前にどのような多様な能力をどのようにして身に付けてきた学生を求めているか
 - ②入学後にどのような能力をどのようにして身に付けられる学生を求めているかなど、多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方についてできる限り具体的に示す。
必要に応じ、入学前に学習しておくことが期待される内容についても示す。
- 入学者選抜において、アドミッション・ポリシーを具現化するためにどのような評価方法を多角的に活用するのか、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか等を具体的に示す。

※ 「三つのポリシー」については、平成28年3月31日に中央教育審議会大学分科会大学教育部会が公表した『[卒業認定・学位授与の方針](#)」(ディプロマ・ポリシー)、[教育課程編成・実施の方針](#)」(カリキュラム・ポリシー)及び[入学者受入れの方針](#)」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン』などをご参照ください。

3-5 シラバスの作成

シラバスは、教育の質を確保するための重要なツール。

【シラバスとは】 (H20.12中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」より)
各授業科目の詳細な授業計画。一般に、大学の授業名、担当教員名、**講義目的、各
回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学習などについての具体的な指示、教科
書・参考文献、履修条件等**が記されており、学生が各授業科目の準備学習などを進めるた
めの基本となるもの。

＜シラバス作成の留意事項の例＞ ※複数の大学の「シラバス作成の手引」を参考に抽出したもの

【授業の到達目標】

・学生を主語とする。

×：（教員が）・・・を説明する。 ○：（学生が）・・・について、説明できるようになる。

【授業計画】

・各回の授業内容を記載する。

【成績評価】

- ・評価の指標および配分（例：期末試験●%、小テスト●%、レポート●%、作品●%）を明記。
- ・出席するのみで加点する評価は避ける（授業に出席するのは当然）。

【準備学習についての指示】

- ・1単位の修得に必要な学習時間は45時間（講義の場合、授業15時間に対し予習・復習30時間）となっていることを考慮し、予習・復習として何を望んでいるかを具体的に指示する。

【オフィスアワー・連絡先等】

- ・学生が担当教員に面会できる時間帯を明記する

3-6 設置認可の基準

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準

- 1 学校教育法、設置基準その他の法令に適合すること
- 2 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること
- 3 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材の需要の動向を考慮して定められている等 社会の要請を十分に踏まえたものであること

(注)

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）では、上記のほか、

- ① 既設の学部・学科の平均入学定員超過率に関する要件
- ② 歯科医師、獣医師、船舶職員、医師の養成に係る規定が定められているが、本日の説明は省略する。

「設置基準に適合すること」についての誤解

1 専任教員数に関する誤解

- × 設置基準の別表に定める人数以上の教員を確保さえすれば基準はクリアする
(例：工学関係で収容定員100-199人ならば専任教員は最低12人揃えれば良い)



- **主要授業科目は原則として専任の教授又は准教授に担当させる** (専門職大学設置基準第32条)
(集めた12人で主要授業科目をカバーできないならば、専任教員の追加が必須)

2 校舎面積に関する誤解

- × 設置基準の別表に定める面積以上の校舎でさえあれば基準はクリアする。
一定の場合に減算が認められるルールもある



- **全授業科目の授業を実施する上で必要な施設設備が整っている**
- **備えるべき施設が整備されている** (研究室、図書館etc.) (専門職大学設置基準第45条)
- その施設は、**適切な教育・研究活動が行えるだけのスペース・機能を確保したものと**
なっている

例：教員の研究や学生の研究・制作等が行える部屋となっているか、

図書館は教育研究上必要な資料を系統的に備え、教育研究を促進する環境か

3-7 教育課程の編成

1 実践力を養う科目と、理論系科目のバランスがとれているか

- 実験・実習・実技科目が3分の1（4年制で40単位）以上

→実践力を養う科目と、理論系科目のバランスがとれているか

専門職業人材としての専門性の支えとなるべき理論の教育は、相応に必要。

※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、実験・実習・実技科目を演習で代替することが可能である(専門職大学設置基準第29条第1項第3号)が、「やむを得ない事由」「教育効果を十分に上げることができる」ことの説明が尽くされる必要。

2 履修の順序は考えられているか

- 理論と実践、学内実習と臨地実務実習の履修の順序は適当か。

悪例…学内での講義科目や実習もそこそこに、1年後期に長期間の臨地実務実習を設定

教育課程の編成

3 単位制度の実質化

- **1 単位の授業科目は45時間の学修**を必要とする内容をもって構成することを標準**(予習・復習を含む)** (専門職大学設置基準第14条)
- 1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限を定める努力義務(専門職大学設置基準第23条)
→必修科目を多数設定し、**卒業要件の単位数が過度に多くなっていないか。**

4 無理のない学事暦・時間割が組めているか

- 定期試験、入学試験、夏季や年末年始の休校などの期間を確保した上で、年間の学事暦(カレンダー)を作成する。
- 選択科目や自由科目の履修が事実上無理な時間割となっていないか、
夜間課程を持つ場合に教員や教室の稼働に無理はないか、
2校地以上にまたがる場合に教員や学生の移動時間の確保が図られているか、
などの観点から、現実的な時間割とする。

※ 科目区分 (基礎科目・職業専門科目・展開科目・総合科目) については後述

3-8 専門職大学等に期待される「研究」とは

理論と実践を架橋する高等教育機関として、「実践の理論」を重視した研究が期待される。

新たな高等教育機関の機能は、実践的な専門職業人養成のための「教育」に重点を置くものとなるが、大学体系に位置付く機関として、理論と実践を架橋する教育を行うためにも、機関の目的には「研究」を含めるものとする。その場合、**新たな機関は、職業・社会における「実践の理論」を重視した研究を志向するものであり、学術上の探求そのものに自己目的化した研究を目指すことが主目的でないことに留意が必要である。**

H28.5.30 中央教育審議会「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（答申）」(抄)

4. 設置基準 F A Q

ここでの説明項目

しばしば御質問をいただく、以下の項目について説明します。

参考資料「専門職大学設置基準と公布通知の対照表」(p78～) もご参照ください。

4-1 教育課程連携協議会

4-2 授業科目の区分

4-3 臨地実務実習

4-4 前期課程・後期課程に区分する場合

4-5 教員(実務家教員の教員審査など)

4-6 大学・学科の名称、学位の名称

4-7 施設・設備

4-1 教育課程連携協議会

【審議事項】

- ・ 産業界等との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的事項や、その実施状況の評価に関する事項 <PDCAを回す>

【委員構成】

- ① 学長が指名する**教員その他の職員**
- ② 当該専門職大学の**課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体(※)**のうち、広範囲の地域で活動するもの**の関係者**であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
- ③ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の**地域の関係者**
- ④ **臨地実務実習その他の授業科目**の開設又は授業の実施**において**当該専門職大学と**協力する事業者**
- ⑤ 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの

- ◎ ①～④は各最低 1 人以上。構成員の過半数は学外の者（②～⑤）とする。
- ◎ ②、④は**養成する人材像をカバーできているか**（カリキュラムの議論ができる陣容か）。
- ◎ ②は**職能団体・事業者団体等の関係者**。専攻分野の特性によっては研究団体なども含みうる。
- ◎ 教育課程連携協議会の議論を受けて、教育課程の見直しの検討を行う学内の体制の整備も。

4-2 授業科目の区分① (p19再掲)

産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育により、質の高い専門職業人材を育成するため、一般の大学の学部・学科にない次のような基準を設けている。

実践的な教育課程

◎ 開設すべき授業科目として、4つの授業科目を規定

(※) 専門職学科では「一般・基礎科目」。

科目区分	内容	単位数 (4年制)	単位数 (2年制)
基礎科目 (※)	生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目	20単位以上	10単位以上
職業専門科目	専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目	60単位以上	30単位以上
展開科目	専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目	20単位以上	10単位以上
総合科目	修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目	4単位以上	2単位以上

◎ **実習等による授業科目の40単位以上**(2年制で20単位以上)の修得が**卒業要件**。かつ、**企業等での「臨地実務実習」をこのうち20単位以上**(2年制で10単位以上)含む。

※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げられる場合は、企業等と連携した「連携実務演習等」による一部代替も可能(4年制の場合5単位まで)

※ 講義及び演習については15～30時間、実験、実習及び実技については30～45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって、一単位とする。

◎ 同時に授業を行う学生数については、原則として**40人以下**。

4-2 授業科目の区分② 基礎科目、職業専門科目

1 基礎科目(専門職学科は一般・基礎科目)

- 社会的・職業的自立を図るために必要な能力に加え、生涯にわたり自らの資質を向上させるために必要な能力を育成することを目的とする。

※ 専門職学科の「一般・基礎科目」は、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うことも目的に含む。

→ 公布通知では、「例えば、ICT、外国語など、様々な職種を通じたキャリアアップの基礎となるリテラシー科目など」と示しているが、あくまでも例示。幅広いものを含みうる。

※専門職学科の「一般・基礎科目」では、例えば、全学共通の一般教養科目等のうち、専門職学科の教育上の目的を達成するために必要なものを履修させることなども想定される。

- 高等学校以下の教育の学び直しに当たる科目(リメディアル) は、必要に応じ開講すべきものであるが、卒業に必要な単位数には含めない。

2 専攻に係る職種・職業分野の授業科目は「職業専門科目」に

- 専攻に係る職種・職業分野の専門基礎教育に当たるものは、職業専門科目
- 専攻に係る職種・職業分野の専門性の幅を広げる・さらに高度な内容を学ぶものは、職業専門科目(展開科目とは認められない)

4-2 授業科目の区分③ 展開科目

3 展開科目は、関連する他分野の応用的な能力を育成

- 展開科目は、
 - ・ 専攻する特定の職業分野に**関連する他分野の応用的な能力**であって、
 - ・ **当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成**することを目的とする。

→ 公布通知では、例えば、

 - ・ 専門技能等を活かした開業や新たな事業展開を図る際に必要となる経営等の知識や、
 - ・ 連携・協働が進む隣接他分野の職業に関する知識等を学ぶ科目など

としているが、あくまでも例示
 - 「多職種(他職種)連携」について
 - ・ **自己の専攻する職種の立場から**、他の職種との連携(チームワーク等)に関する知識等を**学ぶものは、一般的には職業専門科目**。
 - ・ 自己の専攻と協働する隣接他分野の職種について、**当該職種として必要な知識そのものを学ぶ**といったものは展開科目になり得る。
 - 職業専門科目で学ぶ職業分野(コアの専門性) **「+α」として何を学ぶか**。
授業科目ごとの目的だけでなく、**展開科目全体を通じてどのような能力を育成するのか**。
→ **「養成する人材像」を掘り下げの中で見いだす**
- ※ 創造力・応用力育成の重要さを踏まえれば、展開科目の中にも「主要授業科目」が存在するのが通例と考えられる。

4-2 授業科目の区分④ 総合科目

4 総合科目

- 総合科目は、修得した知識・技能等を総合し、実践的かつ応用的な能力を総合的に高めることを目的とする科目。
→公布通知では、「卒業・修了を前に、それまでの授業等で身に付けた知識・技能等を統合し、真の課題解決力・創造力に結び付けるための総合的な演習科目等」を例示。
- 各専門職大学等では、その教育の目的に応じ、これら4種類の授業科目以外の授業科目を開設することも可能。
これらの授業科目の開設を通じ、学生の主体的な教育活動の展開を図ることを期待。

4-3 臨地実務実習①

【臨地実務実習とは】

企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるもの

- 専門職大学等のカリキュラムの肝となる部分の一つ。

20単位以上 ≒ 600時間 ≒ 15週(8時間×週5日換算)

(4年制大学の場合)

- **正規の授業科目として、企業等で実習する。**
 - = **専門職大学等が主体的に計画（企業等任せにしない）**
 - = **多数の実習先において、授業科目として同等の品質を確保**

- ◎ 「専門職大学等の臨地実務実習の手引き」を近く公表予定。

臨地実務実習② 臨地実務実習の開設に関し必要な事項

- ・ 文部科学省告示で「必要な事項」として示しているのは以下の事項。

「専門職大学に関し必要な事項を定める件(告示)」第5条第1項

1 実施計画の作成・実施

臨地実務実習施設の開設者又は管理者である事業者等と協議して実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

《実施計画への記載事項》

- ・ 実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所
- ・ 受け入れる学生の数
- ・ 実習指導者の配置
- ・ 成績評価の基準及び方法
- ・ 学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任
- ・ その他の臨地実務実習の実施に必要な事項

2 実習指導者の配置

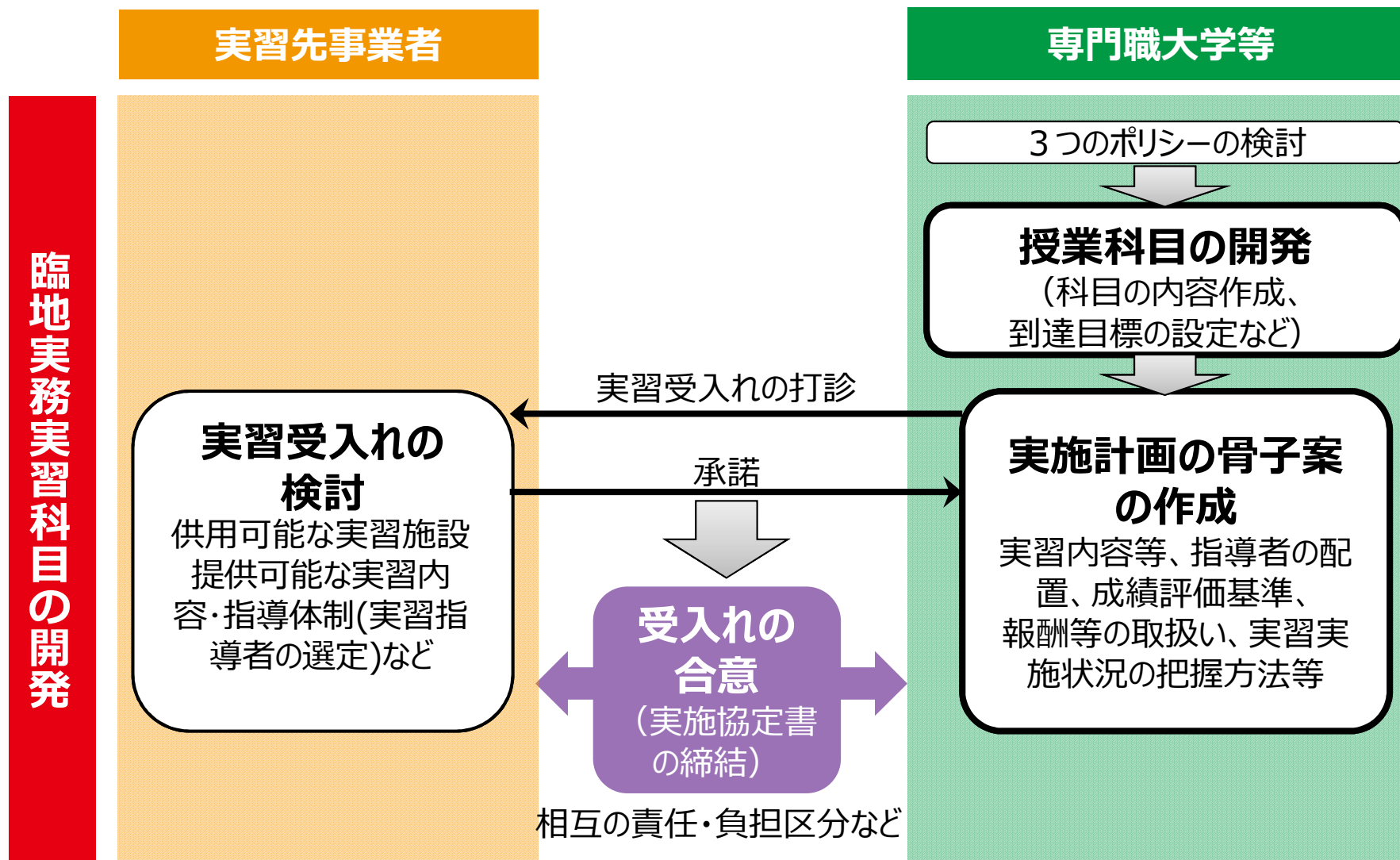
- 実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の「実習指導者」(※)を置くこと。
(※)実習指導者……事業所等に所属し、臨地実務実習の指導を行う者
- 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

3 担当教員による実施状況把握の体制整備

- 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。

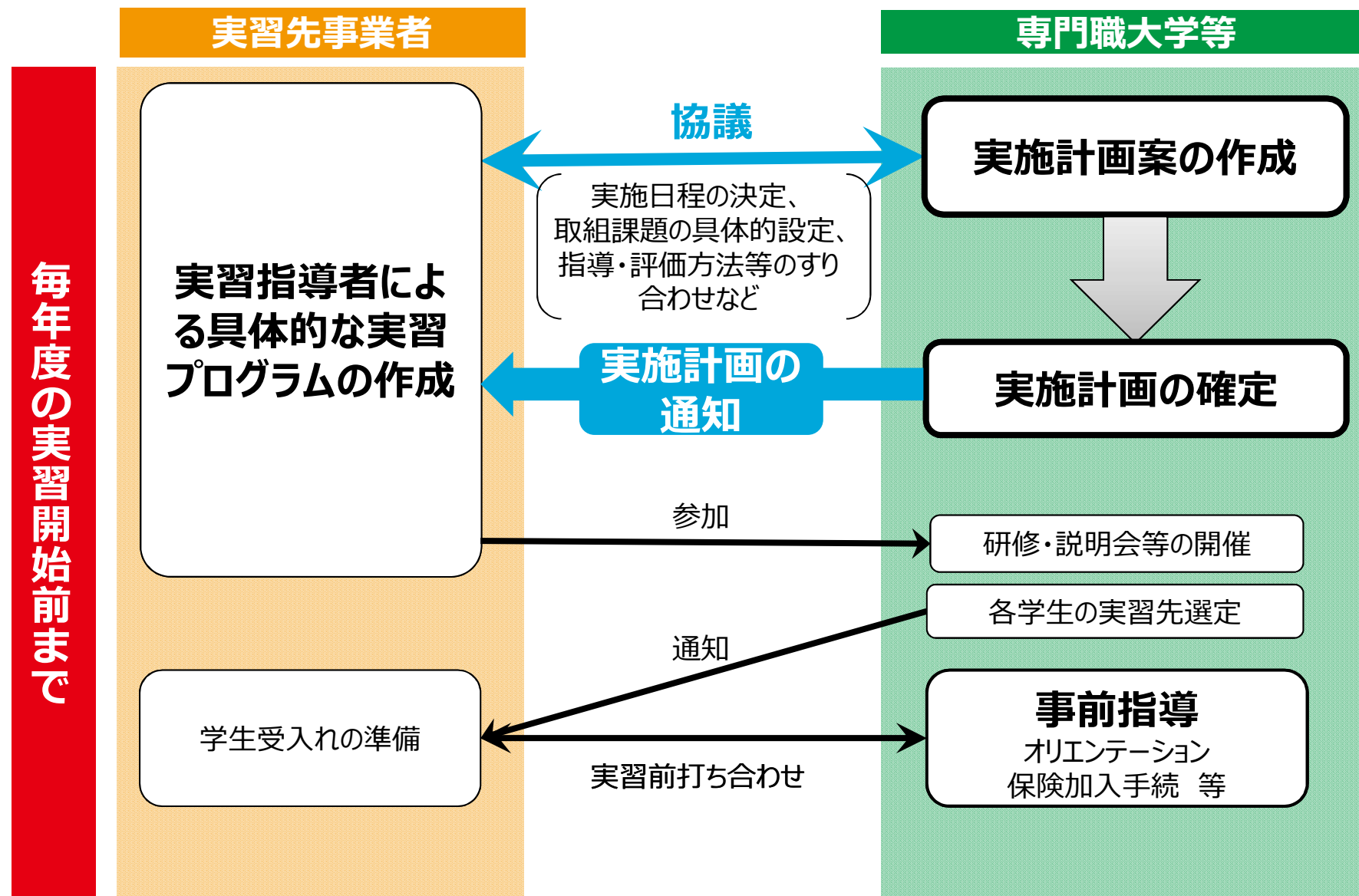
臨地実務実習③ 授業科目の開設・実施の流れ～学科等開設まで

大学の授業科目として何を学修するかを専門職大学等が主体的に検討する

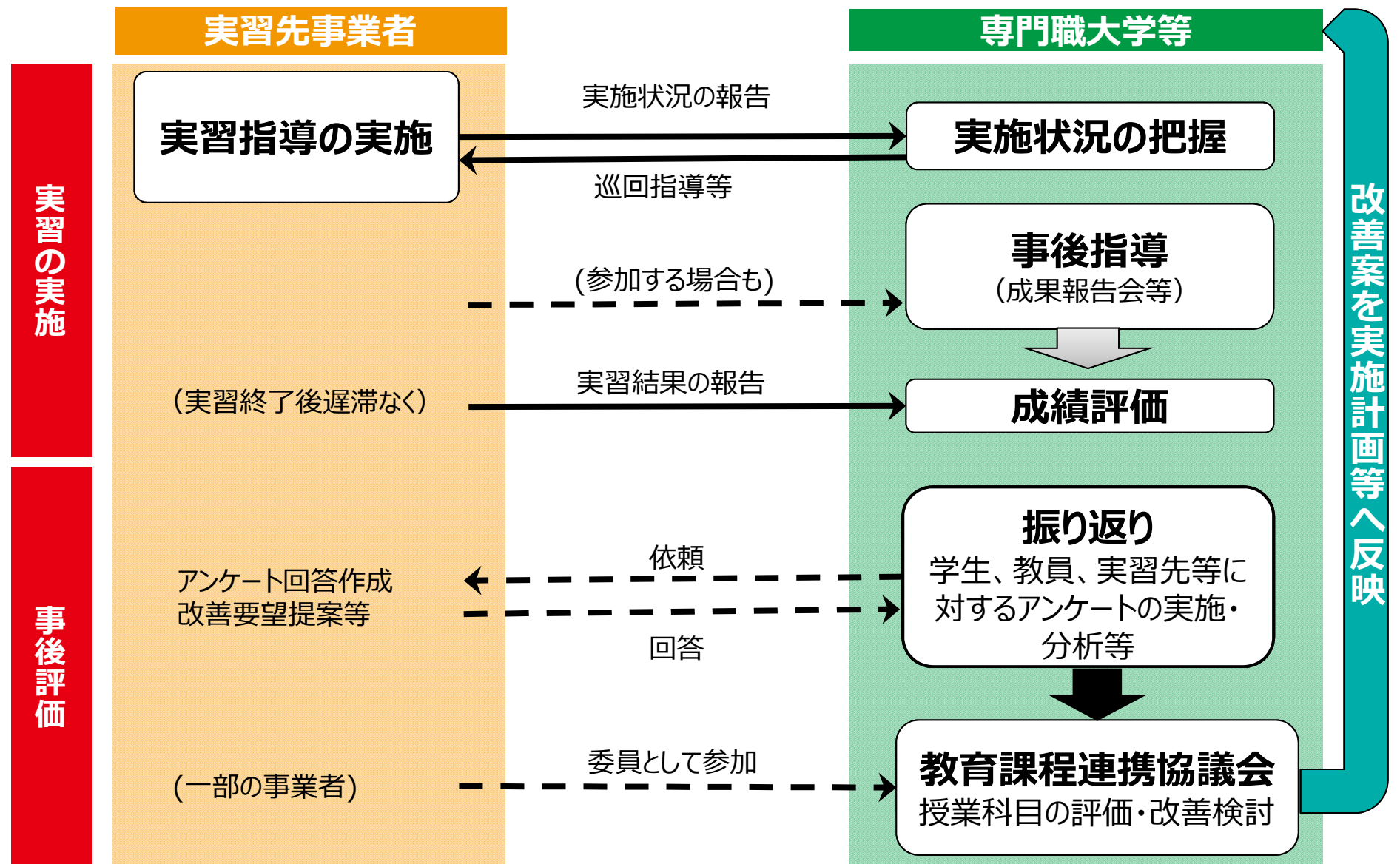


※実習先事業所(実習指導者の選定を含む)、実施計画の大枠は設置申請時に決まっている必要。

臨地実務実習④ 授業科目の開設・実施の流れ～実習開始前まで



臨地実務実習⑤ 授業科目の開設・実施の流れ～実習の実施・事後評価



臨地実務実習⑥

1 20単位を体系的に組み立てる

いつ、どこで、何を体験させ、身につけさせるか。

例えば…

- ・ 各年次に臨地実務実習の科目を配当し、学修の進展に応じて段階的に高度な実習を実施して、学修内容の定着・発展を図る。
- ・ 専攻する職業分野の複数の企業・職場に一定期間ずつ通い、当該職業分野の横断的な経験を積み重ねて、幅をもった専門性を養う。
- ・ 複数年次にわたり1つの実習先企業に長期間継続的に通い、より高度な実習課題に取り組ませて、深い専門性を養う。
- ・ 週の前半に講義や学内実習等を行い、週の後半に臨地実務実習を行うなど、座学と実践とを往還しながら、現場のニーズに即した能力を養う。
- ・ 座学での学修が一定程度進展した段階で、国家資格試験等の受験資格を得るのに必要な臨地実習を集中的に行う。



専門学校等での実践的職業教育の実績を基礎に、より充実した(質の高い)臨地実務実習となるように検討する。

臨地実務実習⑦

2 授業科目ごとに、設計する

- ・ 実習の目的(到達目標)
- ・ 実習の具体的内容
- ・ 実習を通じて習得しようとする具体的な知識・技能
- ・ その修得状況の評価方法・評価基準
- ・ 事前・事後の指導計画
- ・ 実習先にかかわらず一定水準の実習を確保するための方策
- ・ 実習施設における実習指導者の配置(求める経験年数や資格などを含む) など



**専門職大学等の授業科目としての質が確保されているか
(実習先となる企業等によって内容や評価の物差しがバラバラにならないように)**

3 適切な実習先を、さまざまな伝手を通じて開拓する

- ※ 設置申請段階で、必要数以上の実習先を確保する必要。
- 3・4年次の科目など何年も先の授業科目の実習先を、今から確保しないといけないの？との御質問もありますが、申請時点で実習先が確保できない申請者が、数年後ならば確保できると判断することは困難。

「連携実務演習等」による代替～やむを得ない場合、かつ、教育効果を十分に上げられる場合に可能～

連携実務演習等：企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの
(臨地実務実習を除く。)であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるもの

1 「連携実務実習等」の授業で取り組む課題 「専門職大学に関し必要な事項を定める件(告示)」第5条第2項

- 連携先事業者における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであって、学生の探求的な学習活動が促されるものであること。

2 実施計画の作成・実施

- 連携先事業者と協議して実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

《実施計画への記載事項》

- ・ 連携実務演習等の内容及び日程
- ・ 演習等指導者の指定
- ・ 成績評価の基準及び方法
- ・ 学生に対する報酬等の取扱い
- ・ その他の連携実務実習等の実施に必要な事項

3 演習等指導者の指定

- 連携先事業者において、演習等指導者(※)を指定すること。
(※)演習等指導者…連携先事業者に所属し、連携実務演習等における学生への指導、担当教員への助言等を行う者
- 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

→実施場所は学内だが、内容面では臨地実務実習と同等であるもの

4-4 前期課程・後期課程に区分する場合

1 前期課程修了で「短期大学士(専門職)」の学位を授与

◎ **前期課程としての教育課程の体系性が求められる。**

卒業要件単位(2年制の場合62単位以上)のうち、基礎科目(10単位以上)、職業専門科目(30単位以上)、展開科目(10単位以上)、総合科目(2単位以上)。

2 前期課程修了者は、後期課程への進学が保障される

◎ **前期課程・後期課程は、あくまでも4年間の学士課程を区分したものの。**

前期課程から後期課程への進学に際して、ふるいにかける(進学を希望するにもかかわらず進学を認められない学生が生じる)ことは認められない。

3 前期課程・後期課程の区分は「専門職大学」のみ認められる

◎ **専門職短期大学、大学・短期大学の専門職学科では認められない。**

4-5 教員① 専任教員の区分

- ◎ 必要専任教員数（最低配置数）について、専門職大学設置基準等の別表で規定している。人数は原則として既存の大学・短大と同じ（小規模校について一部例外あり）。
- ◎ 理論と実務の架橋を図り、実践的な教育を行う観点から、いわゆる「**実務家教員**」を積極的に（おおむね4割以上）**登用**する制度とともに、**一定数**（必要専任教員数のおおむね2割以上）は、**研究能力を併せ有する実務家教員**とすることを求めた。
- ◎ 企業等の現場で現に取り扱われる生きた知識・技能等を教授する役割を期待して、**一定数**（必要専任教員数のおおむね2割以内）は**みなし専任教員**で足りるものとした。

①実務家教員
おおむね4割以上

④研究者教員
(おおむね6割まで)

**②研究能力
を併せ有する
実務家教員**
おおむね2割以上

③みなし専任教員 でも可（おおむね2割以内）

※科目適合性(後述)がある方であれば、実務家教員が理論系科目を担当することも支障ない。

教員② 実務家教員の要件

- ① **実務家教員**…専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者
- ② **研究能力を併せ有する実務家教員**…実務家教員のうち、大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを有するもの
- ③ **みなし専任教員**…「1年につき6単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他の学部/学科の編成について責任を負う者」であれば、企業等と兼務するものでも専任教員数にカウント可能。
- ④ **研究者教員**（①、②、③のいずれにも該当しない教員。）

<留意事項>

- ①実務家教員の「実務の能力」については、保有資格、実務の業績、実務を離れた後の年数等により、その適格を判断される。
実務を離れた後の年数については、おおよその目安として、実務を離れてから5年から10年以内であることが望ましく、実務を離れる前の実務経験の長さも考慮される。
- ②研究能力を併せ有する実務家教員の「企業等での研究上の業績」については、著書、論文等の学術上の業績を必ずしも求めるものではなく、実務上の実践知識を形式知化、あるいは構造化・理論化し、様々な形で発表した業績などが含まれる。

教員③ 教員審査

- ◎ 設置審査では、専任教員予定者について、
 - ① **職位の適格性**（教授等の職位にふさわしいレベルの業績があるか）
 - ② **科目適合性**（その科目を教えられる業績があるか）が個別に審査される。

1 一般的な注意点

- ◎ **教員の業績は、設置申請時点のものを記載**
 - －開学までに取得「予定」の学位等を記載しても審査の対象とならない。
 - －近日刊行・公表「予定」の著書・論文を記載しても審査の対象とならない。
- ◎ **主要授業科目は、原則として専任の教授又は准教授が担当する。**

（専門職大学設置基準第32条第1項）

 - －教員審査で下位の職位と判定された場合は、適切な職位の教員の追加補充を
- ◎ **4年制大学の場合、必要専任教員数の半数以上は原則として教授とする。**
短期大学の場合、必要専任教員数の3割以上は教授とする。（設置基準別表備考）

教員④ 教員の資格（専門職大学）

学長 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者

教授	准教授	講師	助教
次のいずれかに該当し、かつ、 専門職大学における教育 を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者			
①博士の学位を有し、研究上の業績を有する者			
②研究上の業績が①に準ずると認められる者			
③修士(専門職)、法務博士(専門職)又は教職修士(専門職)の学位を有し、 <u>当該学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者</u>	③ 修士の学位又は修士(専門職)、法務博士(専門職)若しくは教職修士(専門職)の学位を有する者	③ 左記+医学・歯学・薬学(臨床)・獣医学については <u>学士の学位を有する者</u>	
④大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴がある者	④ 大学において教授、准教授、専任の講師、 <u>助教又はこれに準ずる職員</u> としての経歴がある者		
⑤芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者 ・ <u>実的な技術の修得を主とする分野</u> にあつては <u>実的な技術に秀でていると認められる者</u>			
⑥ <u>専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</u>	⑦ <u>専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者</u>	⑦ <u>専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者</u>	
—	⑧ <u>研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者</u>		
—	—	その他特殊な専攻分野について、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	—

※ 助手(専門職大学設置基準第42条)は、授業科目の担当教員にはなれない。

教員⑤ 教員の資格（専門職短期大学）

学長 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者

教授	准教授	講師	助教
次のいずれかに該当し、かつ、 専門職短期大学における教育 を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者			
①博士の学位を有し、研究上の業績を有する者			
②研究上の業績が①に準ずると認められる者			
③修士(専門職)、法務博士(専門職)又は教職修士(専門職)の学位を有し、 <u>当該学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者</u>	③ 修士の学位又は修士(専門職)、法務博士(専門職)若しくは教職修士(専門職)の学位を有する者	③ 左記+医学・歯学・薬学(臨床)・獣医学については学士の学位を有する者	
④・芸術上の優れた業績を有すると認められる者 ・ 実的な技術の習得を主とする分野にあっては実的な技術に秀でていると認められる者			
⑤大学、短大又は高専において教授、准教授又は専任の講師の経歴がある者	⑤ 大学、短大又は高専において教授、准教授、専任の講師、助教又はこれに準ずる職員としての経歴がある者		
⑥研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者			
⑦特定の分野について、 <u>特に優れた知識及び経験</u> を有すると認められる者	⑦特定の分野について、 <u>優れた知識及び経験</u> を有すると認められる者	⑦特定の分野について、 <u>知識及び経験</u> を有すると認められる者	
—	—	特定の分野について、専門職短大における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	—

※ 助手(専門職短期大学設置基準第39条)は、授業科目の担当教員にはなれない。

教員⑥ 教員審査（実務の業績）

2 実務家教員の「実務の業績」

◎ **実務家教員については、経験年数だけでなく、担当する授業科目の専攻分野において高度の実務の能力を有する者であるかどうか、具体的な実務の業績を示すことが必要。**

・ 「実務の業績」や、それに対する産業界等の評価として認められ得るもの（＝教員個人調書に記載するもの）の例

- － 学会等での発表、執筆活動
- － 企業等でのプロジェクトの企画・立案・運営（※教員候補者個人としての貢献を明記）
- － 専門分野に係る資格
- － 実務に係る講演会・研修会等の講師
- － 現場の指導・監督的な役職
- － 専攻分野に係る団体の役員、国・地方自治体等の会議の委員等の経験
- － コンペティション・表彰等の受賞歴
- － 表彰や資格の審査経験 など

※ **専門学校での教員歴そのものは、教育上の業績としても実務の業績としても取り扱われないが、当該教員が、業界の実務者に対する指導等を行っている、実務者に広く用いられるテキスト等を執筆しているといった場合には、それらの業績が実務の業績として評価されうる。**

教員⑦ 教員審査（科目への適合性、年齢構成）

3 科目の適合性

- ◎ 専任教員として職位に応じた研究業績／実務業績があると認められたからといって、どの科目でも教えられるわけではない。

担当する授業科目に関連する研究業績／実務業績がある必要。

※ 理論系の科目を担当する教授等については、既存の大学等の教員(研究者教員)と同等に、当該科目を担当する教授等にふさわしい学術上の業績が求められる。

4 年齢構成

- ◎ 教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、**教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう**配慮するものとする。

(専門職大学設置基準第31条第3項)

4-6 大学・学部・学科の名称

区分	大学名	学部名	学科名
専門職大学	〇〇 専門職 大学	特に指定なし	特に指定なし
専門職短期大学	〇〇 専門職 短期大学	—	特に指定なし
専門職学部	特に指定なし	〇〇 専門職 学部	特に指定なし
大学の学部の専門職学科	特に指定なし	特に指定なし	〇〇 専門職 学科
短期大学の専門職学科	特に指定なし	—	〇〇 専門職 学科

- ・ 〇〇には教育研究上の目的に相応しい名称を付記
- ・ 英語名称には、専門職大学等であることがわかるように「Professional」又は「Vocational」を付記
- ・ 社会的・国際的な通用性を踏まえて設定

学位の名称

区分	学位の名称
専門職大学	〇〇学士（専門職）
専門職短期大学、 専門職大学前期課程	〇〇短期大学士（専門職）
専門職学科	学士（〇〇専門職）、 短期大学士（〇〇専門職）

- ・ 〇〇には専攻分野名を付記

（学問分野ではなく職業・産業分野の名称を付すことを基本とする）

- ・ 社会的・国際的な通用性を踏まえて設定

※ なお、学位の英文表記については、H30.10 中央教育審議会「2040年に向けた今後の高等教育のグランドデザイン（答申案）」において、学位等の国際通用性確保に関し、「Bachelor of（学術的に広く認知されている分野の名称）in（現在付記している名称）」とすることを国が推奨する」との記述があることにも留意。

施設・設備

研究室の広さや図書の冊数について定量的な基準はないが、教育・研究活動に支障がない水準に整備される必要。

1 研究や学生指導に必要なスペースの確保

- ◎ 教員研究室は、教員が研究や学生指導を行うために必要なスペースが確保されているか。
情報管理が適切に行えるような機密性が確保される構造になっているか。
- ◎ 学生との個別面談・指導のためのスペース、学生が休息・交流できるスペースは十分か。
- ◎ 教育研究に必要な設備(備品)は十分か。

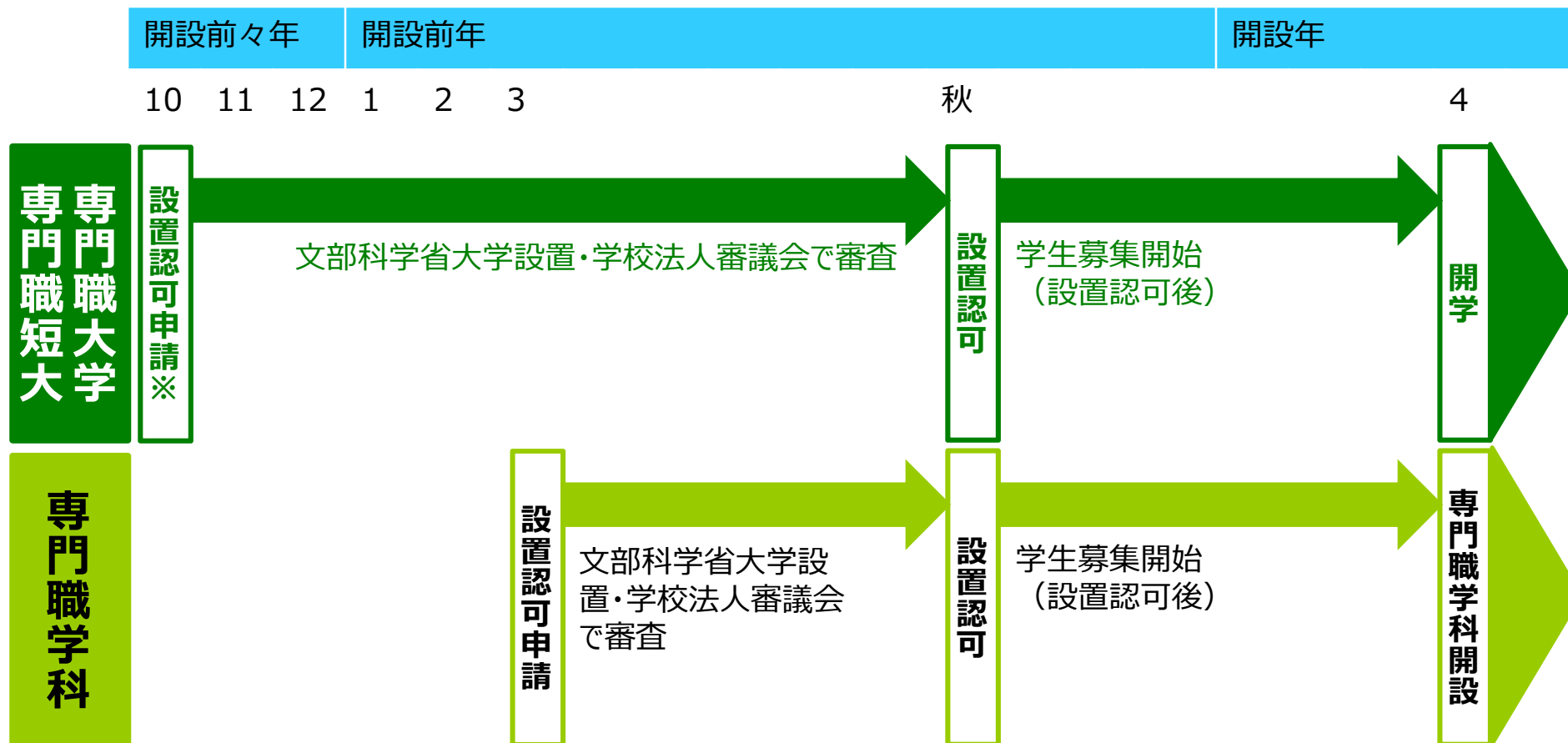
2 学部等の種類・規模等を踏まえた図書等の資料及び図書館の整備

- ◎ 学部等の種類・規模等を踏まえ、どのような考え方で図書等を整備するのかを計画する
(学術雑誌等は具体名を)
- ◎ 図書館の閲覧室、閲覧席数、レファレンス・ルーム、検索手法等、教育研究を促進できる機能等について、学部等の種類・規模、教育研究の目的等に照らして計画する。

5. 設置申請に向けた準備

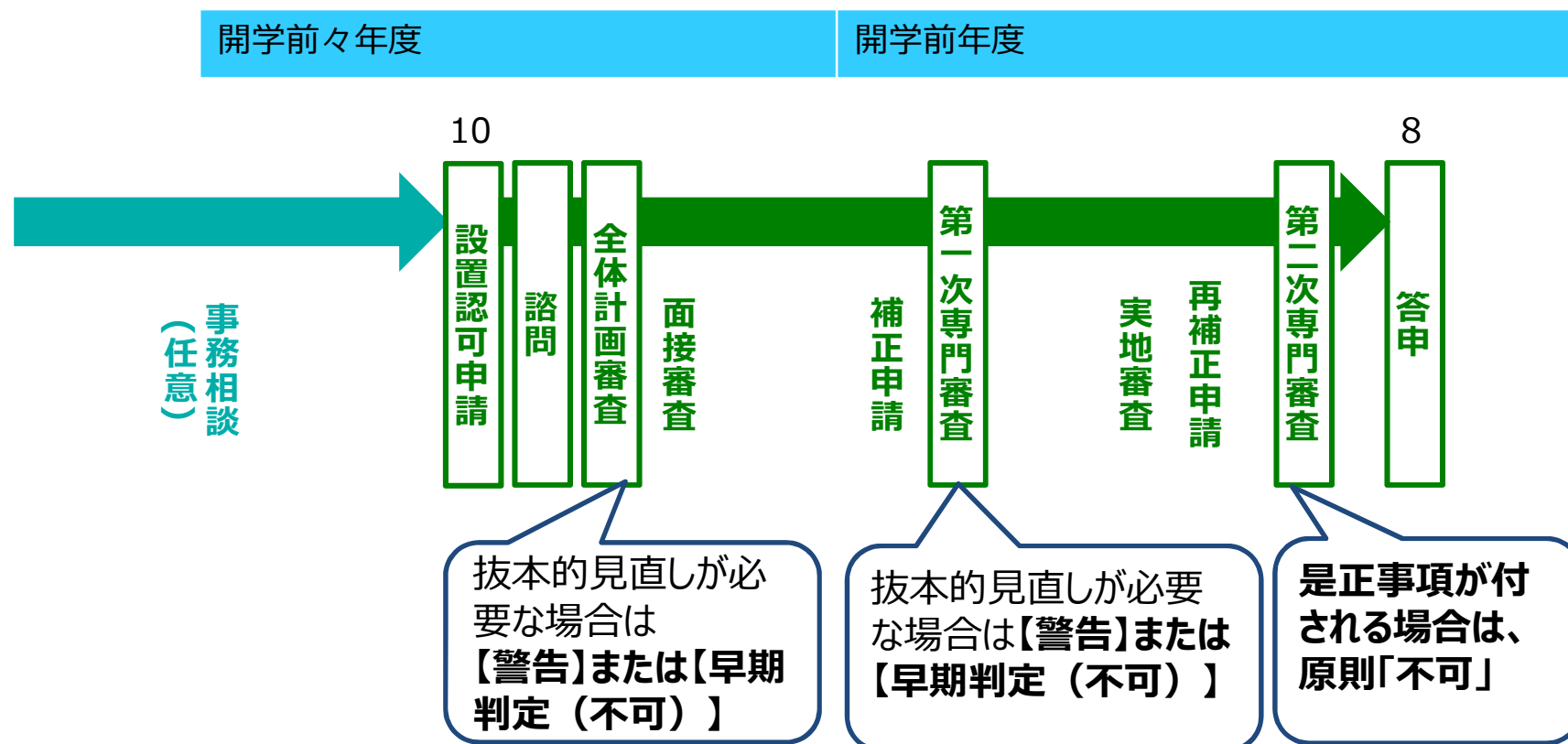
専門職大学等の開設に向けたスケジュール

設置認可申請のスケジュールは、既存の大学・短期大学と同様。



※平成29年申請(平成31年度開学)分に限り、1か月後ろ倒しとなっている。

大学新設の場合の審査プロセス



- 学校法人の寄附行為の変更の認可は、上記と並行して、別途、大学設置・学校法人審議会・学校法人分科会で審査される。
- 全体計画審査、第一次専門審査の結果、
 - ① 設置計画書に不備があり審査を行うことが困難であると認められる場合
 - ② 設置申請の根幹に係る是正事項が付され、若しくは設置計画全般に多数の是正事項が付され、審査を継続しても「不可」となる蓋然性が高いと認められる場合
 - ③ 全体計画審査、第一次専門審査のいずれにおいても警告が付された場合
早期判定 (不可) となる。

文部科学省ホームページでの情報公表

1 専門職大学等の制度について

文部科学省 専門職大学 で検索

関係法令・通知の条文・新旧対照表、通知文など

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/1395435.htm

トップ > 教育 > 大学・大学院, 専門教育 > 専門職大学・専門職短期大学 > 専門職大学等関係法令

2 大学等の設置認可・学校法人の寄附行為変更等の認可について

文部科学省 大学設置認可 で検索

・ 認可申請手続、申請書類作成の手引、申請書類の様式、認可の基準など

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1368921.htm

トップ > 教育 > 大学・大学院, 専門教育 > 大学の設置認可・届出制度

3 大学等の設置認可申請書類、届出書類（先例）

文部科学省 大学設置室 で検索

・ 設置認可申請書類など

<http://www.dsecchi.mext.go.jp/index.html>

個別相談

- ◎ 申請前の事務相談は、申請等を行うための条件ではありません。
- ◎ ご質問・ご相談したい内容により、担当課室が異なります。

1 専門職大学設置基準などの解釈・・・・・・・・・・専門教育課

教育課程連携協議会、展開科目、臨地実務実習、実務家教員など設置基準の内容について

担当部署：専門教育課専門職大学係

予約方法：電話にて随時受付 03-5253-4111 内線3128

2 大学設置認可制度やその手続・・・・・・・・・・高等教育企画課大学設置室

- ・ 大学等の設置・学則変更に関すること

担当部署：高等教育企画課大学設置室

予約方法：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/madoguchi.htm で確認

3 学校法人の設立や寄附行為の認可・変更・・・・・・・・・・私学部私学行政課

担当部署：私学部私学行政課法人係

予約方法：来省希望日のおおむね2週間前から電話にて随時受付

4 看護師、理学療法士、作業療法士等の養成に係る指定規則・・・医学教育課

大学設置に取り組む体制の整備

さらには、実習の必要単位数や実務家教員について設置基準に定める要件を明らかに欠いている、申請に必要な書類が十分作成されていない、審査意見に対して適切に対応がなされないなどの状況も多くみられ、審査に支障を来すことも少なくなかった。これらを踏まえると、多くの申請案件において、制度創設初年度であるものの、**総じて準備不足で法人として大学設置に取り組む体制が不十分**と感じられたところである。

- **経営面、教学面の両面でしっかりした検討体制を**

- **書類間の整合性がとれていない。**

例：「教育課程等の概要」と「時間割」で配当年次が異なる

→ 一つを修正したときは、関連する他の書類の修正の要否を確認する

→ 主担当以外の方によるチェックを節目ごとに行う 等

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律

我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずる。

(1) 地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度（キラリと光る地方大学づくり）

- 地方公共団体は、内閣総理大臣が定める基本指針に基づき、地域の中核的産業の振興や専門人材育成等に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請。



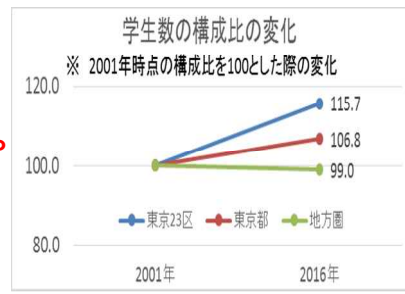
- 地方公共団体は、計画の案の作成等について協議するため、大学及び事業者等と地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織。

- 国は、計画の認定を受けた地方公共団体に対し、交付金(※)を交付。

(※)内閣府交付金分70億円(文部科学省予算等を含む地方大学・地域産業創生事業100億円の内数)【平成30年度予算】

(2) 特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制

- **大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者は、特定地域内(※)の大学等の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない(10年間の時限措置)。**



(※)学生が既に相当程度集中している地域等として東京23区を政令で規定する予定。

- 例外事項の具体例

- ・スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
- ・留学生や社会人の受入れ
- ・夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- ・収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
- ・**専門職大学等の設置(5年間の経過措置)**

※ 2024年度開設までの専門職大学等が対象
→新設の場合、2022年10月までに申請が必要

(3) 地域における若者の雇用機会の創出等

- 国は地方公共団体と連携して地域における若者の雇用機会の創出等の必要な施策を講ずるように努める。

【主な施策】

- ①地元中小企業等でのインターンシップ、②プロフェッショナル人材、③奨学金返還支援制度

社会人の学び直し支援（専門実践教育訓練の講座指定）

- 専門職大学等の課程は、一定の要件を満たすものについて、厚生労働大臣から「専門実践教育訓練」の指定を受けることができる。
- 指定を受けた講座について、一定の要件を満たす方が入学した場合、受講費用の一部が雇用保険の給付（専門実践教育訓練給付金）の対象となる。

●対象講座：専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程が今般追加された。

【指定基準】■ 就職・在職率80% ■ 定員充足率60%

（創設時には、祖型（※一定の条件を満たすもの）となる専門学校等の講座の実績を勘案）

■ 認証評価（機関別認証評価・分野別認証評価とも）適合相当 等

●申請時期：年2回、指定日の半年ほど前から1ヶ月程

（10月1日指定は4月頃～5月頃、4月1日指定は10月頃～11月頃の間）


●申請先：中央職業能力開発協会（平成29年度～平成31年度受託）

※ 講座指定を受けるための手続に関しては、中央職業能力開発協会まで、また、祖型となる実績等指定基準に関しては、厚生労働省（人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室）までお問い合わせください。

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申案)【概要】

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

2040年頃の社会変化
 国連・SDGs「全ての人が平和と豊かさを楽しめる社会」
 Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生



● 必要とされる人材像と高等教育が目指すべき姿

予測不可能な時代
を生きる人材像

- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位の
教育への転換

- 「何を学び、身に付けることができたのか」+ 個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
- 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

● 高等教育と社会の関係

「知識の共通基盤」

研究力の強化

産業界との協力・連携

地域への貢献

- 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元
- 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与
- 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング
- 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる制度の在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一人法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

- 全学的な教学マネジメントの確立
→ 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成
- 学修成果の可視化と情報公表の促進
→ ・単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
・教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
→ 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

- 設置基準の見直し(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)

- 認証評価制度の充実(法令違反等に対する厳格な対応)

教育の質保証システムの確立

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果を受用することを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

公的支援も含めた社会の負担への理解を促進
→ 必要な投資を得られる機運の醸成

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知識基盤」…



高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計
 ・ 18歳人口: 120万人(2017)
 → 88万人(現在の74%の規模)
 ・ 大学進学者数: 63万人(2017)
 → 51万人(現在の80%の規模)

地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

国公私の役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討

6. むすび

専門職大学等の審査結果について(H30.11.5) (続き)

大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長コメント

今般設置を可とする答申がなされた大学においては、専門職大学等の制度の創設によって期待される、社会のニーズに即応する優れた専門技能と新たな価値を創造することのできる専門職業人材を養成するため、設置が認可された際には、設置認可はあくまで出発点であるとの認識のもと、設置計画を確実に履行し、特色ある充実した教育研究活動を展開していくことを強く期待したい。

また、今後新たに設置を検討する申請者においては、大学を設置する社会的責任の重みを十分に自覚いただき、専門職大学等の制度趣旨を十分踏まえ、専門職大学等として相応しい教育課程、教員組織、教育研究環境を備え、既存の専門学校や大学とは異なる優れた専門職業人材を養成する特色ある大学としての設置計画を練り上げていただき、十分な準備を経た上で申請するよう強くお願いしたい。

文部科学省に対しても、各申請者が専門職大学の制度趣旨を十分理解し、十分な準備の上で申請を行えるよう、専門職大学制度の周知・徹底をお願いしたい。

「養成する人材像」を考え抜く（仮説を立て、エビデンスを集める）。

そこに到達するために必要な教育課程を組み立てる(三つのポリシー)。

これまでの大学が十分に提供できていない、実践的な職業教育を行う大学が各地で開設されるよう、支援してまいります。

(参考)

専門職大学設置基準と公布通知の 対照表

※ 【留意事項】は、文部科学事務次官通知「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について(通知)」(平成29年9月21日 29文科高第542号)で示しています。

【留意事項】は、専門職大学・専門職短期大学で共通です。

※ 専門職学科については、文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令等の公布について(通知)」(平成30年1月26日 29文科高第930号)で【留意事項】を示しています。

その内容は、基本的に専門職大学・専門職短期大学と同内容です。

専門職大学設置基準① 入学者の多様性の確保

○専門職大学設置基準

(趣旨)

- 第1条 専門職大学は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、専門職大学を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3 専門職大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

(入学者選抜)

第3条 (略)

- 2 専門職大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

《留意事項》

- ① 高等学校(普通科, 専門学科及び総合学科)の卒業生, 実務経験者その他の社会人, 他の高等教育機関からの編入学生など, 多様な入学者を積極的に受け入れることが期待される。

※ 特に, 実務経験者等の社会人の学修ニーズへの対応において積極的な役割を果たすことを期待される。

- ② 多様なメディアを高度に利用したいわゆる遠隔授業や, 昼夜開講制, 長期履修学生, 入学前の実務経験を勘案した単位認定等制度の活用も含め, その目的に応じた適切な方法により, 社会人が学びやすい学修機会の提供に取り組むことが望まれる。

専門職大学設置基準② 教育課程の編成方針

○専門職大学設置基準

(教育課程の編成方針)

第10条 専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専門職大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成するとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 専門職大学は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

《留意事項》

- ① 産業界等との密接な連携を図りつつ、そのための教育課程を開発・実施し、不断の見直しを行っていくことが求められる。
- ② 教育課程の開発・編成・見直しに関する「適切な体制」の整備としては、授業科目の開発等に関する担当組織を設けることや、教育内容・方法の開発等に経験・実績のある教員等を配置することなどが考えられる。

専門職大学設置基準③ 教育課程連携協議会

○専門職大学設置基準 (教育課程連携協議会)

第11条 専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

- 2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 学長が指名する教員その他の職員
 - 二 当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
 - 三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
 - 四 臨地実務実習(略)その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者
 - 五 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの
- 3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。
 - 一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
 - 二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

◀留意事項▶

- ① 一の専門職大学等に一の教育課程連携協議会を設ける形のほか、分野や学部等の別により複数の教育課程連携協議会を設ける形が考えられる。
- ② 第2項の各号(第5号を除く)に規定する構成員をそれぞれ1名以上含むものとし、その構成員の過半数は、当該専門職大学等の教職員以外の者とすることを基本とする。
- ③ 産業界等との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的な事項や、その実施状況の評価に関する事項を審議する。

専門職大学設置基準④ 授業科目(1)

○専門職大学設置基準

(専門職大学の授業科目)

第13条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

- 一 基礎科目(生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

二～四 (略)

○大学設置基準

(専門職学科の授業科目)

第42条の9 専門職学科を設ける大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

- 一 一般・基礎科目(幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目並びに生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

二～四 (略)

《留意事項》

① 開設すべき授業科目として定めた各科目は、それら全体の履修を通じ、

- ・ 理論にも裏付けられた実践力の育成に加え、
- ・ 特定の職業における専門性に留まらない分野全般への精通や、
- ・ 関連する他分野への展開、
- ・ 生涯にわたる資質向上のための基礎の涵養など、

幅広い能力の育成を図ることを旨とするもの。

② 基礎科目は、社会的・職業的自立を図るために必要な能力に加え、生涯にわたり自らの資質を向上させるために必要な能力を育成することを目的とする。

※ 例えば、ICT、外国語など、様々な職種を通じたキャリアアップの基礎となるリテラシー科目など

《専門職学科の一般・基礎科目について》

幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目については、例えば、全学共通の一般教養科目等のうち、専門職学科の教育上の目的を達成するために必要なものを履修させることなどが想定される。

社会的・職業的自立や生涯にわたる資質向上のための授業科目としては、例えば、ICT、外国語など、様々な職種を通じたキャリアアップの基礎となるリテラシー科目等が、その内容として考えられる。

専門職大学設置基準⑤ 授業科目(2)

○専門職大学設置基準

(専門職大学の授業科目)

第13条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

一 (略)

二 職業専門科目(専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

三・四 (略)

◀留意事項▶

- ③ 職業専門科目は、
- 特定の職業(職種)において必要とされる理論的かつ実践的な能力に加え、
 - 当該職業の分野(例えば、観光分野、農業分野、情報分野など)についてその分野全般にわたり必要な能力を育成することを目的とする。
- ※ 実習等の充実に図りつつ、理論と実践にわたる授業科目をバランスよく配当する必要

専門職大学設置基準⑥ 授業科目(3)

○専門職大学設置基準

(専門職大学の授業科目)

第13条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

一・二 (略)

三 展開科目(専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。)

四 総合科目(修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。)

《留意事項》

④ 展開科目は、

- ・ 専攻する特定の職業分野に関連する他分野の応用的な能力であって、
- ・ 当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成することを目的とする。

※ 例えば、

- ・ 専門技能等を活かした開業や新たな事業展開を図る際に必要となる経営等の知識や、
- ・ 連携・協働が進む隣接他分野の職業に関する知識等を学ぶ科目など

⑤ 総合科目は、修得した知識・技能等を総合し、実践的かつ応用的な能力を総合的に高めることを目的とする。

※ 卒業・修了を前に、それまでの授業等で身に付けた知識・技能等を統合し、真の課題解決力・創造性に結び付けるための総合的な演習科目等

⑥ 各専門職大学等では、その教育の目的に応じ、これら4種類の授業科目以外の授業科目を開設することも可能。

これらの授業科目の開設を通じ、学生の主体的な教育活動の展開を図ることを期待。

専門職大学設置基準⑦ 授業を行う学生数

○専門職大学設置基準

(授業を行う学生数)

第17条 専門職大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

◀留意事項▶

- ① 専門職大学等の教育課程の特性に鑑み、実習等をはじめとした実践的な職業教育の授業を効果的に実施できるよう、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、原則として、40人以下としたこと。
- ② 40人を超える学生数での授業が認められるケースとしては、例えば、著名な講師を招き、その講義を複数の学科等の学生に同時に聴講させる場合などで、教育上必要があり十分な効果をあげられる場合が考えられる。

※ 専門職学科については、上記のほか、全学共通の一般教養科目等を、専門職学科の学生にも一般・基礎科目として受講させる場合などで、教育上必要があり十分な効果をあげられる場合が考えられる。

専門職大学設置基準⑧ 卒業の要件

○専門職大学設置基準

(卒業の要件)

第29条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 専門職大学に4年以上在学すること。
- 二 124単位以上(基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ20単位以上、職業専門科目に係る60単位以上並びに総合科目に係る4単位以上)を含む。)を修得すること。

三・四 (略)

2 (略)

◀留意事項▶

- 各専門職大学等では、単位制度の趣旨に沿い、個々の授業科目について十分な学習量を確保すること(単位制度の実質化)に留意した上で、これらを超える単位数を卒業・修了要件に位置付けることが可能。

専門職大学設置基準⑨ 臨地実務実習、連携実務演習等

○専門職大学設置基準

(卒業の要件)

第29条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一・二 (略)

三 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると思われる場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る40単位以上を修得すること。

四 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習(企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。)に係る20単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると思われる場合には、5単位を超えない範囲で、連携実務演習等(企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの(臨地実務実習を除く。))であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができること。

2 (略)

《留意事項》

① 臨地実務実習及び連携実務演習等の開設に関し、「文部科学大臣が別に定めるところ」としては、(略)「専門職大学に関し必要な事項を定める件」第5条において、実施計画の作成や当該実施計画に記載すべき事項、指導員の配置や当該指導員の要件等に関する事項を定めている。

② 臨地実務実習については、その実施方法や管理、手当等の実態によっては、実習先事業者と学生の間で使用従属関係が認められ、労働関係法令が適用される場合もあることに留意が必要である。

※ 今後、厚生労働省と協議して、指針を作成・公表する予定。

専門職大学設置基準⑩ 専任教員

○専門職大学設置基準

(授業科目の担当)

第32条 専門職大学は、教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教(略)に担当させるものとする。

2 (略)

(専任教員)

第34条 教員は、一の専門職大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の専門職大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該専門職大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該専門職大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該専門職大学の専任教員とすることができる。

◀留意事項▶

① 「専ら」とは、専任教員が当該専門職大学等における教育研究活動を本務とし、これに従事する時間の割合などが、他に従事する業務などと比べて著しく高いことを想定している。

② 「教育研究の遂行に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該専門職大学等の教員組織全体の状況などに照らし、当該専門職大学等における教育研究の遂行に支障がないことを想定している。

あくまで第2項で定める専任教員の例外を定めるものであることから、第3項による専任教員の割合は、この趣旨を踏まえて適正なものとなるよう留意すること。

専門職大学設置基準⑪ 実務家教員

○専門職大学設置基準

(専任教員数)

第35条 専門職大学における専任教員の数は、別表第一イにより当該専門職大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数…(中略:共同学科の規定)…と別表第一ロにより専門職大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

(実務の経験等を有する専任教員)

第36条 前条の規定による専任教員の数のおおむね4割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者(次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。)とする。

2・3 (略)

◀留意事項▶

① 理論と実務の架橋を図り、実践的な教育を行う観点から、必要専任教員数のおおむね4割以上は、いわゆる「実務家教員」とした。

② 実務家教員の「実務の能力」については、保有資格、実務の業績、実務を離れた後の年数等により、その適格を判断される。

実務を離れた後の年数については、おおよその目安として、実務を離れてから5年から10年以内であることが望ましく、実務を離れる前の実務経験の長さも考慮される。

※ 専任教員数の基準は、大学設置基準と同水準。ただし、入学定員が別表第一イに定める数に満たない場合の専任教員数は、その2割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。
(別表第一備考の三)

専門職大学設置基準⑫ 研究能力を併せ有する実務家教員

○専門職大学設置基準

(実務の経験等を有する専任教員)

第36条 (略)

2 実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

二 博士の学位、修士の学位又は学位規則(昭和二十八年文部省令第九号) 第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

3 (略)

◀留意事項▶

- ① 必要とされる実務家専任教員数の2分の1以上は、実務の経験等に加え、大学等での教員歴、修士以上の学位、企業等での研究上の業績のいずれかを有する者(いわゆる「研究能力を併せ有する実務家教員」)としたこと。
- ③ 「企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者」については、研究業績として、著書、論文等の学術上の業績を必ずしも求めるものではなく、実務上の実践知識を形式知化、あるいは構造化・理論化し、様々な形で発表した業績などが含まれる。

専門職大学設置基準⑬ みなし専任教員

○専門職大学設置基準

(実務の経験等を有する専任教員)

第36条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する**おおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数**(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の**範囲内**については、専任教員以外の者であっても、**一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う者で足りるものとする。**

◀留意事項▶

- ④ 必要とされる実務家専任教員数の2分の1の範囲内は、いわゆる「**みなし専任教員**」で足りる
- ・ 1年につき6単位以上の授業科目を担当し、
 - ・ かつ、教育課程の編成その他の学部／学科の運営について責任を負う者

※ 「教育課程の編成」については担当する授業科目の教育内容、単位認定などに責任を有すること等が、「学部／学科の運営」については教授会等への出席など、組織の運営に責任をもって関与すること等が、一般的に求められる

- ⑤ 「みなし専任教員」については、**企業等の現場で現に取り扱われている生きた知識・技能等を教授していく上で、その役割が期待されるもの**であり、(8)②の専任教員(大学等以外の業務をもつ専任教員)と同様、教育研究水準の維持・確保に考慮しつつ、適切な活用を図られたいこと。

専門職大学設置基準⑭ 校地

○専門職大学設置基準

(校地)

第43条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。

3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。

一 できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。

二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

◀留意事項▶

① 20歳前後の学生の人格形成を促す上では、多様な活動を可能とする空間を確保するという観点が一層求められること。

② 「法令の規定による制限その他のやむを得ない事由」の例

・ 民間企業等の施設が集積し、既に高度に土地が利用されていること等の理由により、空地や体育館等を設けるために必要な土地の確保が、物理的に事実上困難である

・ 土地の取得に関して法令の制限があるなど、客観的に見てやむを得ない事由がある場合であること。

③ 空地の代替措置については、授業の空き時間により一時的に使用されていない教室の提供ではなく、学生が常時使用可能な、休息、交流等のための専用の設備を備えるものとし、できる限り開放的で、余裕のある空間を確保する必要。

専門職大学設置基準⑮ スポーツ施設

※専門職学科には適用なし

○専門職大学設置基準

(運動場、体育館その他のスポーツ施設)

第四十四条 専門職大学は、原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、やむを得ない特別の事情があるときは、体育館その他のスポーツ施設を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、体育館その他のスポーツ施設を設けないことができる。
- 3 前項の措置は、当該専門職大学以外の者が備える運動施設であって次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。
 - 一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。
 - 二 校舎から至近の位置に立地していること。
 - 三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

《留意事項》

- 体育館等の代替措置については、やむを得ず公共又は民間の運動施設を学生の利用に供する場合においても、当該専門職大学等に修学する学生の特性に応じて、学生が希望する球技等の様々な運動ができるよう配慮すること。
- 「経済的負担の軽減」については、体育館等を自ら備える場合と同等の環境を確保できるよう、学生の利用料等負担を無料とすることが望ましく、やむを得ない場合には、これに準ずるようできる限り低廉な価格にするなど、十分な軽減を図ること。

専門職大学設置基準⑯ 校舎

○専門職大学設置基準

(校舎等施設)

第45条 専門職大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。)
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室
- 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。
- 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
- 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
- 5 専門職大学は、校舎のほか、なるべく講堂及び寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。
- 6 (略)

○専門職短期大学設置基準

(校舎等)

第42条 校舎には、専門職短期大学の組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 教室(講義室、演習室、実験室、実習室等とする。)、研究室
- 三 図書館、保健室
- 2 教室は、学科の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
- 3 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。
- 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
- 5 専門職短期大学は、第一項及び前項に掲げる施設のほか、なるべく講堂、学生自習室及び学生控室並びに寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。
- 6 (略)

専門職大学設置基準⑰ 図書館

○専門職大学設置基準

(図書等の資料及び図書館)

第48条 専門職大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

- 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の専門職大学の図書館等との協力を努めるものとする。
- 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。
- 4 図書館には、専門職大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。
- 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

専門職大学設置基準⑱ 校地の面積

※専門職学科には適用なし

○専門職大学設置基準

(校地の面積)

第46条 専門職大学における校地の面積(附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。)は、収容定員上の学生一人当たり10平方メートルとして算定した面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、その場所に立地することが教育上特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の土地を取得することが困難であるため前項に規定する面積を確保することができないと認められる場合において、教育に支障のない限度において、当該面積を減ずることができる。

※附属施設的面積は校地に含まない扱い

- ・ 農学……………農場
- ・ 林学……………演習林
- ・ 畜産学……………飼育場又は牧場
- ・ 水産学、商船…練習船
- ・ 水産増殖……………養殖施設 等

◀留意事項▶

② 「**その場所に立地することが教育上特に必要**」な場合の例

臨地実務実習の円滑な実施や実務家教員の確実な確保等のために、専門職大学等を特定の場所に立地させることが特に必要である場合

③ 「**やむを得ない事由により所要の土地を確保することが困難**」であるため基準面積を確保できない場合の例

専門職大学等の立地場所の周辺に民間企業等の施設が集積し、既に高度に土地が利用されていること等の理由により、設置基準に定める面積の確保が物理的に事実上困難であることや、土地の取得に関して法令の制限があること等といった、客観的に見てやむを得ない事由がある場合

④ 「**教育上支障のない限度**」の例

当該校地に必要な面積基準を満たす校舎が備えられるとともに、休息や交流等学生の多様な活動を可能とする空間が確保され、教育課程の編成・実施や厚生補導の実施等を図る上で支障のない範囲のものである

専門職大学設置基準⑱ 校舎の面積

○専門職大学設置基準

(校舎の面積)

第47条 校舎の面積は、一個の学部のみを置く専門職大学にあっては、別表第二イの表に定める面積(略:共同学科)以上とし、複数の学部を置く専門職大学にあっては、当該複数の学部のうち同表に定める面積(略)が最大である学部についての同表に定める面積(略)に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第二ロの表に定める面積(略)を合計した面積を加えた面積(略)以上とする。

別表第二 イの表備考

五 第29条第1項第4号に規定する卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を減ずることができる(ロの表において同じ。)

◀留意事項▶

② 設置基準上も必修化された臨地実務実習を実施するための施設が事業者から継続的・安定的に供用され、かつ、当該施設を含め、全授業科目の授業を実施する上で必要な施設設備が整っていることを条件として、事業者の施設における主な実習場所の面積に相当する面積を、必要校舎面積から減ずることを認めることとする。

※ これにより減ずることができる面積は、別表第2に定める面積の15%までとする。

③ 「その他の相当の事由があると認められる場合」の減算は、さらに、産業界等との密接な連携、社会人学生の受入れなどの専門職大学等の特色に鑑み、必要校舎面積を減ずることを認めるものであり、例えば、設置基準上必修化された臨地実務実習以外の実習を校外で行う場合に、校外施設の確保の状況に応じて必要校舎面積を減ずること等が考えられる。

※ これにより、②の減算に加え、別表第2に定める面積の5%までをさらに減ずることができる。

専門職大学について定める件 実務経験者に係る既修得単位の認定

○専門職大学に関し必要な事項を定める件

第4条 専門職大学設置基準第26条第3項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして専門職大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて三十単位を超えないものとする。

授業科目	単位を与えられる者	単位を与える方法
職業専門科目及び展開科目	<p>専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、<u>法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果</u>(当該専門職大学において専門職大学の教育に相当する水準を有すると認められたものに限る。)を有することにより、<u>当該専門職大学の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者</u></p> <p>一 <u>法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査</u></p> <p>二 前号に掲げるもののほか、<u>前号の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査</u>であって、次に掲げる要件を備えたもの</p> <p>イ～ニ (略)</p>	<p>中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位数を<u>30単位を超えない範囲</u>で与える。</p>
臨地実務実習	<p>専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、<u>当該職業における実務上の業績を有することにより、当該専門職大学の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者</u></p>	<p>中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位数を<u>20単位を超えない範囲</u>で与える。</p>

専門職大学について定める件 実務経験者に係る既修得単位の認定

《留意事項》

- ① 専門職大学設置基準第26条第3項又は専門職短期大学設置基準第23条第3項の規定により単位を与えられる者は、実務の経験を通じた実践的な能力の修得により、当該専門職大学等の授業科目で修得させる能力と同等以上の能力を既に有していると認められる者であり、その修得した能力に関し、職業資格・技能検定等による客観的な証明があるものについては職業専門科目及び展開科目に係る単位を、それ以外のものについては、専門職における相当の実務業績が認められることにより、臨地実務実習に係る単位を与えることが可能となること。

当該単位の授与は、専門職大学等の定めるところにより行うものとしており、これを行う専門職大学等においては、単位を与えることのできる授業科目の名称や、求める職業資格・技能検定等又は実務業績について、予め明示しておくことが望ましいこと。

- ② 単位を与えることができるのは、当該職業資格・技能検定等又は職業実務業績から認められる能力が、その内容及び水準において、当該授業科目で修得させる能力以上と認められる場合であること。各専門職大学等においては、当該国家資格・技能検定等が証明する能力又は当該職業の職務範囲、従事した実務の困難性等から認められる能力の内容・水準が、当該授業科目の到達目標等に照らして十分であることを適切に判断の上、単位認定を行うこと。